## にかほ市の農業

(令和7年度農業施策の概要)



にかは市農業再生協議会

「にかほ市の農業」は、各年度の農業施策・制度の概要をほぼ網羅する形で、農業者が各種施策を有効活用して経営発展に役立てていただこうと、冊子版を発行・配布してきました。令和5年度版からはデジタル化、ペーパーレス化への移行を念頭に市ホームページへの掲載を始めており、令和7年度からは完全に冊子版の作成が廃止となり完全ペーパーレスとなりました。

市役所業務のデジタル化・ペーパレス化に対し、皆様のご理解をお願いいたします。

#### 目 次

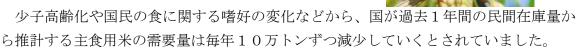
Ι.	にかほ市の農業概要	
	《R 6 R 7》 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
	《主要データ》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
II.	令和7年度主要事業	
	1.「第2次にかほ市総合発展計画後期基本計画」 ・・・・・・・	10
	2. 重点助成事業	
	病害虫防除協議会運営補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	夢ある園芸産地創造事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	夢ある畜産経営ステップアップ支援事業 ・・・・・・・・	12
	中山間地域等直接支払交付金事業(第5期対策)・・・・・	13
	多面的機能支払交付金 ・・・・・・・・・・・・・・	14
	環境保全型農業直接支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	集落営農法人支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	次世代農業先進技術推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	遊休農地解消緊急対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	小規模土地改良事業/農地・農業用施設災害復旧事業・・・・	17
	農業基盤整備促進事業(農地耕作条件改善事業)・・・・・	17
	3. その他の主な助成事業等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	4. 農業資金利子助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	5. 新規就農研修・相談等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	<ul><li>6. 担い手育成総合支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	19
		19 20
	- 7 - 活動組織への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・	20

${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}.$	*0	需給調整及び経営	所得安	定対	策											
	1.	「にかほ市水田収益	生力強化	とどこ	ジョン」	•		•	•		•	•	•	•	•	22
	2.	令和6年度 米の	需給調	整実	施状況			•	•	•	•	•	•	•	•	25
	3.	令和7年産米の生	産の目	安通	知数量											
				及	び面積	(12	かほ	市	合計	十)		•	•	•	•	26
	4.	生産の目安に用い	る基準	単収	及び減	収率	の設	定			•	•	•	•	•	26
	5.	経営所得安定対策	〔転作	作物	への助	成〕	•	•			•	•	•	•	•	27
			作物ご	との	面積払	単価	一覧	<u>:</u>	•		•	•	•	•	•	29
			産地交	付金	「県域	枠」	につ	) }	て	•	•	•	•	•	•	30
			作物及	び助	成区分	ごと	の要	件			•	•	•	•	•	32
			飼料用米	・米粉用	米の取組	方法及(	び数量	払の	仕組	み	•	•	•	•		38
	6.	新規需要米、加工	用米、	備蓄	米の取	り組	みの	留:	意,	点	•	•	•	•	•	39
	7.	不作付地について						•	•		•	•	•	•	•	42
	8.	対象面積の確認に	関する	基本	ルール	•		•	•		•	•	•	•	•	44
IV.	諸朱	度・資料														
	1.	農地の権利移動及	び農地	転用	許可制	度		•	•	•	•	•	•	•	•	48
	2.	曲米卡朗加卡卡														49
		農業振興地域制度	• •	• •	• • •	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	49
	3.	農業者年金制度 農業者年金制度						•	•	• •	•	•	•		•	50
	3. 4.							•	•	•	•	•	•			_
		農業者年金制度	・・ ・・・ 度	• •			• •	•		•	•	•	•	•		50
	4.	農業者年金制度 認定農業者制度	・・・ ・・・ 度 ・	• •		• •		•		•		•	•	•	•	50 52
	4. 5.	農業者年金制度 認定農業者制度 認定新規就農者制		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	··· ··· ··· 和対	·····································	•				•		•	•	<ul><li>50</li><li>52</li><li>53</li></ul>
	4. 5. 6.	農業者年金制度 認定農業者制度 認定新規就農者制 農業法人 · · ·	【収入	• • • • •			· -	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · ·	上對	· · · · · · · ·	· · · · · · 金		•		<ul><li>50</li><li>52</li><li>53</li><li>55</li></ul>
	4. 5. 6. 7.	農業者年金制度 認定農業者制度 認定新規就農者制 農業法人 · · · 経営所得安定対策	・・・ 【収入 する税	制特	例(農	業経	営基									<ul><li>50</li><li>52</li><li>53</li><li>55</li><li>56</li></ul>
1	4. 5. 6. 7. 8.	農業者年金制度 認定農業者制度 認定新規就農者制 農業法人 ・・・ 経営所得安定対策 認定農業者等に対	・・・ 【収入 する税 担い手	制特之援	例(農事業	業経 • •	· 学基	•	•		•	•	•	•		<ul><li>50</li><li>52</li><li>53</li><li>55</li><li>56</li><li>57</li></ul>
	4. 5. 6. 7. 8. 9.	農業者年金制度 認定農業者制度 認定新規就農者制 農業法人・・・ 経営所得安定対策 認定農業者等に対 国・県が行う主な	・・・ 【収入 する税 担い手 合対策	対接	例(農 事業 ・・・	業経 • •	学基 • •	•		• •	•	•			•	50 52 53 55 56 57 58
1	4. 5. 6. 7. 8. 9. 0.	農業者年金制度 認定農業者制度 認定新規就農者制 農業法人・・・ 経営所得安定対策 認定農業者等に対 国・県が行う主な 新規就農者育成総	・・・ 【収入 する税 担い手 合対策	制特 支 · 援 ·	例(農 事業 ・・・	業経 • •	営基 • • • •	•	•	• •	•	•	•	•	•	50 52 53 55 56 57 58 59
1 1	4. 5. 6. 7. 8. 9. 0. 1.	農業者年金制度 認定農業者制度 認定新規就農者制 農業法人・・・ 経営所得安定対 認定農業者等に対 国・県が行う主な 新規就農者育成総 ミドル就農者経営	・・・ 【収る料のでは、 【収る 報のです。 「はない 対のです。」 できまる できまる できまる できまる できまる できまる できまる しょう しょう しょう はいい しょう はいいい しょう はいいい しょう はいいい はいいい はいいい はいい はいいい はいいい はいいい はいい	制特 支援 ・ 援事 ・	例 (農 ・・・ 業 ・・・	業経 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	· 営基 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•		•	•	•	•	•	•	50 52 53 55 56 57 58 59 60

《 R7 》

#### 1. 米の需給調整について

#### (1)現在の"米"を取り巻く環境について



また昨年からはインバウンドによる消費の増加や、作況指数と実際の生産現場との認識の乖離等により、国内市場では米の在庫量が減少し、米の市場価格についても2倍近く上昇しています。

農林水産省では令和9年度から水田政策の転換を検討しており、今後は十分な量の生産量の確保と生産者と消費者双方が安心できる米価の維持と安定が望まれています。

#### (2) 令和7年産に向けた取組方針について

米の価格と需要を安定させるためには、早期の確実な事前契約、必要に応じた非主 食用米(備蓄米や飼料用米等)との調整など、確実な需要に基づいた米の生産が重要 です。

にかほ市農業再生協議会では、県再生協と連携し、集荷業者の事前契約締結状況の 把握と、それに基づく非主食用米への振り分けを働きかけるとともに、集荷業者に対 し需給情報を適切に提供します。主食用米の生産を基本としつつ、水田活用米穀(備 蓄米、加工用米等)と組み合わせた、需要に応じた米生産を推進するため、関係機関 及び団体それぞれが主体的に関わって生産数量目標の代わりとなる「生産の目安」を 設定し、農業者に提示しています。にかほ市の令和7年産米の生産の目安は 1,700.03ha(前年比57.57ha 増)、9,537t(前年比307t 増)です。

平成30年産以降

経営戦略に基づいて決定

販売力より 行政による 少ない生産 配分 経営判断で 」生産数量目標 生産量を自主的に 決定 イメージ 自主的取組目標 販 売 大 中 /[\ 大 中 生産数量目標の 自主的取組目標(参考値)も参考に 需要動向を勘案しつつ、自らの販売力や

平成 27 年~29 年産

(生産数量目標の範囲内で決定)

決定手法

#### 《 R7 》

#### 2. 経営所得安定対策の見直し

#### 令和7年度以降の主な変更点

・飼料用米(一般品種)への数量払について、支援水準を段階的に引き下げます。

数件////// / ////////////////////////////					
飼料用米(一般品種)					
	数量に応じて、5.5~8.5 万円/10a【標準単価:7.0 万円/10a】				
令和7年産	又は				
	単価 7.0 万円/10a				
	数量に応じて、5.5~7.5 万円/10a【標準単価:6.5 万円/10a】				
令和8年産	又は				
	単価 6.5 万円/10a				

<sup>※</sup>多収品種は従来どおり、数量に応じて 5.5~10.5 万円/10a

#### ●5年水張りルールの変更について

水田政策を、令和9年度から根本的に見直します。水田を対象として支援する水田活用の 直接支払交付金(水活)を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換します。

このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めません。

※現行水活の令和7年度、8年度の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障 害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても、交付対象とします。

(食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)に位置づけられています。)

現行ルール

変更後ルール

令和4~8年度の間に、

- ▶ 水稲作付 又は
- ▶ 1か月以上の湛水管理 かつ、連作障害による収量低下等 の発生が確認されていないこと)

令和4~8年度の間に、

- 水稲作付 又は
- 1か月以上の湛水管理 又は
- 連作障害を回避する取組 (令和7年度又は8年度)
- ※ 令和4~6年度に、水稲作付又は1か月以上の湛水管理に取り組んだ方は、令和7年度 又は8年度の連作障害回避の取組は必須ではありません。
- ※ 1か月以上の湛水管理を実施した場合、連作障害による収量低下が発生していないこと の確認は求めないこととします。

« R7 »

#### ●連作障害を回避する取組とは

- ・土壌改良資材・有機物(堆肥、もみ殻等を含む)の施用
- ・土壌に係る薬剤の散布
- ・後作緑肥の作付け
- ・病害虫抵抗性品種の作付け
- ・その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組

#### 例えば・・・

- ・最適な土壌 pH に矯正するため、播種前に苦土石灰を施用
- ・土づくりに向け、播種前に、発酵鶏糞を施用
- ・センチュウ対策として、作付前に、くん蒸型の薬剤を使用し、土壌を消毒など

#### ※注意点※

令和7年度又は8年度における取組が対象であり、令和6年度以前に実施された取組は対象外です。

#### ●連作障害回避の取組の確認方法について

農業者の皆様におかれては、「連作障害を回避する取組」を行ったことの根拠資料として、 取組を講じたことが分かる書類(<u>作業日誌、栽培管理記録簿等</u>)や当該作業に用いた資材の 入手状況が分かる資料(購入伝票等)を保管し、<u>地域農業再生協議会の求めに応じて提出で</u> きるようにしておいてください。

※なお、秋田県内で広く作付けされている品目については、具体的にどのような取組が該当するか県で例示する予定となっていますので、情報が入り次第お示しいたします。

#### 《 話題 R6 》

#### 3. トキと共生する里地づくり事業

令和4年8月、環境省は「トキとの共生を目指す里地」として本市を選定しました。 トキなどの大型鳥類が生息するためには、河川、湿地、水田、農業用水路などの採餌場、 ねぐらとなる杉林や松林などが必要であり、本市にはその環境が整っています。生物多様性 に配慮しながら自然環境を保全していくことが重要です。

#### (1) 小学生向け生き物調査

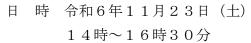


令和6年7月24日、講師に鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会事務局研究員の長船裕紀氏を迎え、象潟公民館事業「遊友くらぶ」の小学生に向け、生き物調査を実施しました。当日は生憎の大雨になり、象潟地区の水田と象潟公民館で田んぼに棲む生物の勉強を行いました。参加児童25人が水田に住む生き物を観察し、にかほ市の恵まれた自然環境を再認識しました。

#### (2) 2024 年度サントリー世界愛鳥基金助成事業によるシンポジウム

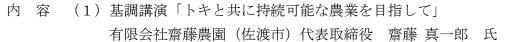
#### 「トキとの共生を目指すにかほ市~「宝の里」を次世代へつなぐために~」

公益財団法人日本鳥類保護連盟との共催で、にかほ市の豊かな環境を再認識し、トキと共生する「宝の里」の実現に向けどう歩んでいくのかを考える機会として、シンポジウムを開催しました。



会 場 にかほ市総合福祉交流センタースマイル

参加者 にかほ市在住の方 約30人



(2) パネルディスカッション

テーマ「にかほ市でのトキとの共生に向けて」

コーディネーター 関 健志 氏

パネリスト 齋藤 真一郎氏(有限会社齋藤農園 代表取締役)

佐々木 修一氏 (オーガニックとめネットワーク 会長)

小宮 輝之 氏(公益財団法人 日本鳥類保護連盟 会長)

須田 貴志 氏(株式会社権右衛門 代表取締役)

長船 裕紀 氏(一般社団法人鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会)



#### 《 話題 R6 》

#### 4. 由利地域農業者発展フォーラムを開催

農業従事者の減少や集落機能の低下がすすむ中、食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮など、農業が果たすべき役割はますます大きくなっている。このような中、由利地域の農業を牽引する担い手農業者が一同に会し相互の研鑽と交流を図ることで、これからの地域農業の維持・発展に資するよう、フォーラムを開催しました。

日 時 令和6年12月18日(水) 13時30分 会 場 由利本荘市西目公民館 シーガル 参加者 由利管内農業法人、認定農業者 集落営農組織、農業士、農業委員 由利地域振興局 にかほ市、由利本荘市 秋田しんせい農協 等



#### 基調講演

『食料・農業・農村基本法の改正について』

講師 農林水産省東北農政局企画調整室 室長 児玉 史章 氏

#### パネルディスカッション

『地域農業の今後の展望~持続可能な農業経営や農地利用のために~』

司会進行 由利地域振興局農林部農業振興普及課 課長 片野 英樹 氏パネリスト

農事組合法人赤田ファーム 代表理事 伊藤喜美雄 氏 農事組合法人小出ファーム 代表理事 佐々木正憲 氏 株式会社ひの里 代表取締役 佐藤 渓輔 氏

認定新規就農者(岩城地区) 吉田 真大 氏

助言者 由利本荘市産業振興部農業振興課 課 長 三浦 実 氏

にかほ市農林水産部農林水産課 課長 柴田 俊幸

JA秋田しんせい営農経済部 次長兼課長 佐藤 嘉徳 氏

#### 情報提供

『スマート農業の取り組み事例について』

秋田しんせい農業協同組合営農業経営支援室 佐々木 敬太 氏

#### 《 話題 R6 》

#### 5.7月の大雨により甚大な農業被害発生

7月24日、25日、活発な梅雨前線が秋田県・山形県を覆い、にかほ市は未曽有の大雨となりました。仁賀保地区では1時間の雨量が79.5ミリに達し、一部の地域では避難指示も発令、各地で大雨の被害が発生しました。

農業分野についても、広範囲でほ場の冠水や土砂の流入が発生、両前寺や上小国などでは 大規模な農地被害が発生しました。農作物の被害推定額が約1億円、推定被害面積約430 ha、農地被害は被害申請のあった箇所が32箇所、面積は約7haとなりました。





大豆は昨年の暑熱被害に続き2年連続で市内の全量が規格外に

両前寺では復旧が困難なほど農地が崩落

#### 6. 保育園・認定こども園に無農薬栽培サキホコレを提供

令和4年度に締結した民間4社とにかほ市における環境保全型スマート農業による営農モデル構築を目指す連携協定の取り組みとして、今年度もアイガモロボ等を活用した環境負荷の低い水稲栽培の実証実験を行いました。



活動の一環として、12月8日「有機農業の日」を記念し、市内保育園・認定こども園に、にかほスマート農業研究会会員の実証ほ場で栽培した無農薬・無化学肥料のサキホコレを180kg提供。各園では食育の一環として、お米作りの説明やおにぎり作りの体験等を行いました。

#### 《主要データ》

#### 1. 農家戸数・経営耕地面積等

r石 口	にかほ市	内訳					
項目	( ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	仁賀	保	金泽	甫	象源	国网
農家戸数	729 戸	282	戸	126	戸	321	戸
(販売農家)※1	(559 戸)	(218	戸)	(100	戸)	(241	戸)
(自給的農家) ※2	(170 戸)	(64	戸)	(26	戸)	(80	戸)
経営者平均年齢	65.5 歳	65.2	歳	65.0	歳	66.7	歳
経営耕地面積	2,845 ha	1,287	ha	354	ha	1,203	ha
(1戸当り)	(3.9 ha)	(4.5	ha)	(2.8	ha)	(3.7	ha)

2020農林業センサス

※1:経営耕地面積が30a以上又は過去1年間の農産物販売金額50万円以上の農家

※2:経営耕地面積が30a未満で、かつ、過去1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家

#### 2. 認定農業者数等

項目	にかほ市	仁賀保	金 浦	象潟	市外	備考
認定農業者	190人	76人	28人	86人		認定機関 にかほ市
認定新規就農者	3人	2人			1人	認定機関 にかほ市
指導農業士	4人	2人	1人	1人		認定機関 秋田県
経営農業士	0人					認定機関 秋田県
女性農業士	1人	1人				認定機関 秋田県
青年農業士	0人	0人				認定機関 秋田県
家族経営協定	13組	7組	1組	5組		認定機関 農業委員会

令和7年2月末現在

#### 3. 経営所得安定対策加入状況

	合 計	仁賀保	金 浦	象 潟	市外
個別経営体 (法人含む)	209人	83人	50人	73人	3人
集落営農組織	17組織	1 0 組織	1組織	6 組織	_

令和6年度加入状況

#### **《主要データ》**(つづき)

#### 4. 主要農畜産物の販売状況

			前年	対比	前年度	E月末実績
農産物	数量	金額 (千円)	数量	金額	数量	金額 (千円)
米	6,333 t	1, 883, 940	88.8%	129.8%	7,137 t	1, 450, 890
アスパラガス	24 t	35, 045	100.0%	105.8%	24 t	33, 129
ミニトマト	6 t	5, 133	150.0%	189.5%	4 t	2, 708
ネギ	83 t	28, 304	112.2%	127.5%	74 t	22, 193
キャベツ	20 t	1, 279	95. 3%	109.9%	21 t	1, 164
サヤインゲン	458 kg	567	322.6%	484.6%	142 kg	117
さつまいも	214 kg	47	_	_	0 kg	0
スナップエンドウ	550 kg	624	55. 9%	60.3%	984 kg	1,035
ピーマン	372 kg	193	18600.0%	19300.0%	2 kg	1
なす	172 kg	28	35. 2%	27. 2%	489 kg	103
タラの芽	215 kg	1, 226	67. 0%	69.0%	321 kg	1,776
ふきのとう	11 kg	34	26. 9%	26. 2%	41 kg	130
そらまめ	4 t	1, 716	133.4%	91.9%	3 t	1,867
えだまめ	245 kg	201	114.0%	144.6%	215 kg	139
花き 切り花	2,160 千本	113, 205	100.0%	102.0%	2,161 千本	110, 947
鉢物	418 千鉢	26, 429	99. 1%	95. 2%	422 千鉢	27, 751
菌床しいたけ	0.3 t	234	15.0%	17.2%	2 t	1, 358
いちじく	16 t	7, 662	106. 7%	115.5%	15 t	6, 634
ブルーベリー	209 kg	260	85. 0%	73. 2%	246 kg	355
シャインマスカット	753 kg	1, 571	-	-	0 kg	0
子牛・成牛	138 頭	60, 901	98. 6%	97.0%	140 頭	62, 770
比内地鶏	0.4 t	278	5.8%	4.2%	7 t	6, 581

秋田しんせい農協調べ(令和6年4月~令和7年2月)

<sup>※「</sup>大豆」は集計中のため掲載していません。

#### Ⅱ. 令和7年度主要事業

(にかほ市農林水産建設部農林水産課)

にかほ市では、平成29年度から10年間のまちづくりの基本方針等を示した「第2次にかほ市総合発展計画(基本構想)」を策定し、令和8年度までの5年間を計画期間とする「後期基本計画」により、基本構想実現のための施策の方向付けを示しております。

本項では、農林水産課が令和7年度に行う主要事業について紹介しております。

- \*記載内容は、国等の制度改正や本書作成後の事業精査等により一部変更になることがあります。
- \*事業ごとに申込期限や採択要件、事業費枠などがありますので、あらかじめ農林水産課窓口等でご相談願います。

#### 1. 「第2次にかほ市総合発展計画後期基本計画」(抜粋・要約)

策定:にかほ市

主要施策	現状と課題	施策の進め方	主な取り組み
農業基盤の整備	【現状】 ・国の制度参加者によって農地・農道等の維持管理が行われて、農道等の維持管理が行われています。 ・合併後、多くの集落営農組織が・農産営営のの開発をです。・農産を増した。 ・農を増した。 ・産産ののでするが、大経ののためのようの、大経ののためのます。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・地域農業の中心となる担い手と新規就農者の確保に努めまとという。とというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
多角的な農業の推進	【現状】 ・農業所得の確保を図るため、、複 ・機業所得の確保を図るため、、物で、一般業所得のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	・稲作と野菜、花き等のバランスの取れた複合経営に取り組む認定農業者や農業法人等をを援します。 ・野菜、花き等と稲作の複合化や高付加価値米の生産を推進し、農業の自ます。 ・農業の自次産業化につながる取り組みを支援します。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 2. 重点助成事業

#### \*ヘリ防除への助成 市場性の高い産地づくり 病害虫防除協議会運営補助事業 水稲病害虫防除事業(無人ヘリコプターによる一斉防除)の防除経費に対する支援を行 い、農家の負担を軽減。 内 容 (補助内容) 防除面積 10a 当たり 105 円の補助。 (事業主体) にかほ市病害虫防除協議会 仁賀保地区 散布面積 69.619.1ha R6 散布面積 21,202.1ha 金浦地区 実 象潟地区 散布面積 65,911.4ha 合計面積 1,567.326ha 績 10a 当たり 105 円の補助 補助額合計 1,632 千円 にかほ市病害虫防除協議会運営費補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 この告示は、本市における良質な水稲の安定的生産を図るため、航空機等によ る水稲病害虫防除費用の一部を補助することにより、営農者の経済的負担を軽減し、 営農意欲の向上を図る目的とする、病害虫防除協議会運営費補助金(以下「補助金」 という。)の交付対象及び交付額、その他必要な事項を定めるものとする。 (補助金の交付対象) 第2条 補助金の交付対象は、にかほ市病害虫防除協議会とする。 (補助対象事業) 第3条 協議会が実施する水稲病害虫防除事業に係る、薬剤散布経費を補助対象とする。 (補助金の交付額) 要 第4条 補助金の額は、散布面積に対し10アール当り105円以内とし、予算の範囲 緇 内で市長が定める額とする。 (補助金の交付申請) 第5条 補助金の申請、決定、実績報告等の手続きについては、にかほ市補助金等の交 付に関する規則(平成17年にかほ市規則第42号)に定めるところによる。 (その他) 第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。 附則 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

#### \* 高収益作物との複合経営支援 複合化のための機械、 施設導入支援 夢ある園芸産地創造事業 「経営力の高い経営体の育成」や「複合型生産構造への転換」に向け、 産地計画の実現に必要な施設・機械等の導入を支援する。 大規模園芸拠点整備事業 【実施主体】認定農業者、認定就農者、JA、その他の団体 【成果目標】参画者が3年後までに年間販売額が1千万円以上になる 【補助率】県:1/2以内、市町村1/10以内 【補助対象】 中山間拠点 1 中山間地域において販売額3千万円以上の団地を目指す取組 大規模拠点 1団地又は複数の団地で販売額1億円以上の団地を目指す取組 園芸産地育成事業 夢ある園芸産地創造事業 【実施主体】認定農業者、認定就農者、機械共同利用組合 【成果目標】県補助金額の1.1倍以上の販売額を増加させる計画 (認定就農者は県補助金の1/2以上増加) 【補 助 率】認定農業者等 県:4/12、市1/12 認定就農者 県:6/12、市2/12 地域振興作物 (ネギ、いちじく) 県:4/12、市3/12 JA 連携助成作物 県:4/12、市:2/12 (リンドウ、半促成アスパラガス、シャインマスカット) 【補助対象】 生産性向上に向けた野菜、花き、果樹等の生産等の機械・設備 周年農業に要する機械・設備 新規就農者の就農計画達成に要する機械・設備 市町村で特に産地化(概ね販売額3千万円以上)を目指す 品目の生産等の機械・設備 【実施主体】認定農業者、認定就農者、草地利用組合等 【補 助 率】認定農業者等 県:4/12、市1/12、又は定額奨励 県:6/12、市2/12、又は定額奨励 認定就農者 【補助対象】 秋田牛増頭に向けた繁殖雌牛導入・保留奨励、施設整備等 夢ある畜産経営 1 スマート農業機械の導入 ステップアップ支援事業 泌乳能力向上に向けた乳用牛増頭奨励

比内地鶏生産拡大に向けた施設・機械整備等

持続的な畜産推進に向けた自給飼料生産拡大、耕畜連携の取組

新規就農者の就農計画達成に要する家畜導入奨励、機械・設備

12

5

쑄

# 第5期対策の実施状況 (R6実績)

#### 2. 重点助成事業 (つづき)

#### 中山間地域等直接支払交付金事業(第5期対策)

活力ある農村の再生

農業者の高齢化等により、農業の持つ多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産を通じ、耕作放棄地の防止や多面的機能を確保する。

(事業期間) 令和2年度~令和6年度

(事業内容) 集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を

締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて

一定額を交付する。 (対象地域) ① 9 法指定地域:自然的、経済的、社会的条件の悪い地域

② 知事特認地域:地域の実態に応じて県知事が指定する条件不利な地域

①又は②の地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(交付単価)

内

容

地 目	区 分	単 価
Ш	急傾斜(1/20 以上)	21,000 円
田	緩傾斜(1/100以上)	8,000 円
畑	急傾斜(15°以上)	11,500 円
入口	緩傾斜(8°以上)	3,500 円
	急傾斜(15°以上)	10,500 円
草地	緩傾斜(8°以上)	3,000 円
	草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500 円
採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000 円
1木早双仪地	緩傾斜(8°以上)	300 円

#### 【にかほ市全体】

(集落協定数) 24 協定

9 法指定地域: 24 協定(交付金内訳: 国 1/2 県 1/4 市 1/4)

(協定面積) 9,088,491 ㎡ (交付金額) 152,541,901円

内訳:国 76,270,944円

県 38,135,465 円 市 38,135,492 円

#### 【仁賀保地区】

(集落協定数) 6協定:上坂、水沢、桂坂、上小国、伊勢居地、両前寺

(協定面積) 1,809,548 m<sup>2</sup>

#### 【金浦地区】

(集落協定数) 2協定:大竹、前川

(協定面積) 209,842 m<sup>2</sup>

#### 【象潟地区】

(集落協定数) 16 協定:大森、長岡、西中野沢、小滝第3、小滝第4、小滝第5、

大砂川、関、横岡、洗釜、水岡、本郷、象潟第1、象潟第3、

象潟第4、大須郷

(協定面積) 7,069,101 ㎡

13

## 施策の仕組みとあらまり

#### 2. 重点助成事業 (つづき)

#### 多面的機能支払交付金

農業基盤の整備

## 事業の目的

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業 生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援します。平成19年度から開始された 「農地・水・環境保全向上対策事業」が組替・名称変更されたものです。

(1) 農地維持支払交付金

対象活動組織数:32組織(仁賀保地区17組織、金浦地区6組織、象潟地区9組織)

対象農用地面積:199,588ha

年度当り交付金:59,876,400円(国1/2 県1/4 市1/4)

 $_{\rm R6}$  (2)

実

績

(2) 資源向上支払交付金

①地域資源の質的向上を図る共同活動

対象活動組織数:27組織(仁賀保地区13組織、金浦地区5組織、象潟地区9組織)

対象農用地面積:183,440ha

年度当り交付金:33,658,570円(国1/2 県1/4 市1/4)

②施設の長寿命化のための活動

対象活動組織数:8組織(仁賀保地区4組織、象潟地区4組織)

対象農用地面積: 727.98ha

年度当たり交付金: 13,856,000円(国1/2 県1/4 市1/4)

(1) 農地維持支払交付金

- ・活動組織が計画書に位置付けた農地や施設(以下、農用地等)において行う点検、草刈り、泥上げや農道路面維持等、基礎的保全活動等の多面的な機能を支える共同活動を支援します。(毎年度実施)
- (2) 資源向上支払交付金
  - ・農用地等の軽微な補修、農村環境保全活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動を 支援します。(機能診断結果に基づき実施)
  - ・農村環境保全活動、多面的機能の増進を図る活動を支援します。
  - ・活動計画書に基づき、農地周りの水路、農道、ため池の長寿命化のための補修等を支援します。(施設の長寿命化のための活動)

#### (3) 支援単価

	①農地維持支払	②資源向上支払※1	③資源向上支払※2※3
		(地域資源の質的向上を図る共同活	(施設の長寿命化のための活動)
		動)	
田	3,000 円	2,400 円	4,400 円
畑	2,000 円	1,440 円	2,000 円
草地	250 円	240 円	400 円

注1:多面的機能の増進を図る活動について②に加算措置あり。(田:400円)

注2:5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用。(注1を含む)

注3:多面的機能の増進を図る活動に取組めない場合は、②に5/6単価を適用。

注4:直営施工を実施しない地域は③に5/6単価を適用。

※1:②の資源向上支払は①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要です。

**※2**: ①、②と併せて③に取組む地域は②に 75%単価が適用されます。

※3:1工事あたり 200 万円未満が対象。計画外は実施不可。

※3:活動計画に位置付けることで、長寿命化の交付を受けることなく年間交付額の3割以内(運用)での長寿命化事業を実施することも可能です。

#### \*減農薬・減化学肥料の取り組み等への助成

#### 環境保全型農業直接支援事業

環境保全型農業の推進

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援する。

(対象作物)

水稲・野菜等

(県の特別栽培認証の対象作物又は県栽培指針等で肥料や農薬のいずれかを使用する事が一般的な作物)

(交付対象者) 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者

(交付要件等)

- ・対象作物を販売目的に生産していること。
- ・みどりのチェックシートの取組を実施していること。
- ・自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の 実施を推進するための活動に取り組むこと。

(対象農地) 農業振興地域内の農地

(対象活動·交付単価) 化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから 原則 5 割以上低減する取組とあわせて行う以下の対象活動

全国共通取組 交付単価(円/10a) 14,000 円 そば等雑穀、飼料作物以外 機 このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※2に限り、 2.000円 農 を加算。 業 そば等雑穀、飼料作物 3,000 円 堆肥の施用※3 水田 0.5t/10a、畑 1t/10a 以上散布  $3.600 \, \square$ カバークロップ、リビングマルチ、 緑肥の施用※3 5.000 円 草生栽培のいずれかを実施 県IPM実践指標の6割以上を達成 総合防除※2.※3 4,000 円 畦畔機械除草や交信攪乱剤の利用等 炭の投入 50kg 又は500 L/10a 以上施用 5.000 円

地域特認取組	交付単価(円/10a)
県が地域を限定して支援の対象とする取組	県が設定
取組拡大加算	交付単価(円/10a)
有機農業 (そば等雑穀、飼料作物以外) に新たに取り組む 農業者の受入れ・定着に向けた栽培技術指導等の活動	新規取組面積あたり 4,000 円

- ※1 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。 なお、有機 JAS 認証取得を求めるものではありません。
- ※2 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを 実施する場合に限る。
- ※3 主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン削減対策をセットで実施

R6

対象者及び交付金額 : 1団体、1,740,800円(国1/2 県1/4 市1/4)

実 | 取組活動及び対象面積:有機農業 1,267a(取組拡大加算 27a)、長期中干し 2,066a

秋耕 554a 合計 3,887a

績

15

内容

#### \* 法人化後に必要な経費への助成 集落営農法人支援事業

多様な担い手の育成・確保

にかほ市農業の中核を担い牽引役となる先進的な法人組織を育成する。

内 ①法人経営安定支援事業

法人成りした集落営農組織が初期の経営安定を図るため、経理に係る費用等を助成。 (補助内容) 10 万円を上限に税理士費用の 50%以内 最長 3 年間

R6 実

容

(事業実績)

① 税理士費用助成 1件

市補助金額合計 83 千円

績

#### \*【集落型農業法人向け】散布用ドローン購入への助成 次世代農業先進技術推進事業

多様な担い手の育成・確保 複合経営の推進

地域の農業生産を主体的に担う農業法人組織など意欲ある担い手の経営をさらに発展させ、農業現場の労働力不足をスマート農業のシステム導入などにより支援する。

(交付対象者)

- ・集落営農組織から法人成りした集落型農業法人又は農事組合法人。
- ・にかほ市水田台帳による、にかほ市内圃場の経営面積が 15ha 以上。
  - ・市で定める地域振興作物の生産出荷を行っている栽培面積が合計 10a 以上。

※【地域振興作物】

内容

ねぎ、アスパラガス、業務用キャベツ、ミニトマト、菊類、さやいんげん さやえんどう、スナップエンドウ、りんどう。

(対象経費) 散布用マルチコプター(ドローン)本体及び付帯装備等の購入費用。

ただし、事業実施期間中1組織あたり1台を限度

(補 助 率) 税抜き事業費の 1/3 以内(ただし、上限 100 万円)

(事業期間) 令和10年3月31日まで

(提出等) 実績報告時に、航空法等各種法律に基づく農薬散布に関する国土交通省、

農林水産省等関係省庁の承認証及び資格証等の写しを提出すること。

(報告等) 経営状況等を確認するため、事業実施年度より3年間、生産出荷実績を毎

年度末まで市へ報告すること。

\*遊休農地解消への助成

遊休農地解消緊急対策事業

農業基盤の整備

農地中間管理機構が遊休農地を積極的に借受、簡易な整備を行った上で、担い手に農地集 積・集約化する取組み。

内

(対象農地)

・農振農用地区域内のうち草刈り等の簡易な整備で解消可能な有休農地

・使用貸借のみ対象。(10年以上の農地中間管理権の設定が必要)

容(整備内容)

草刈り、除礫、抜根、耕起・整地等

(交付額)

43,000 円/10a を上限に農地中間管理機構が解消

#### 小規模土地改良事業 農地·農業用施設災害復旧事業

農業基盤の整備

小規模な土地改良事業及び異常気象により被災した農地・農業用施設の復旧工事に対して、市が補助することにより土地改良事業を促進するとともに、農地・農業用施設の保全を図る。

#### (1) 小規模土地改良事業

- ① 事業費が 10 万円以上 50 万円以下の小規模な土地改良事業等
- ② 市長が適当と認める団体が単独で施行するもの
- ③ 補助率 事業費の40%以内

R6実績 1箇所

内容

#### (2) 災害復旧事業

- ① 事業費が 10 万円以上 50 万円以下で、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する異常気象によって被災した農地・農業用施設等を原形に復旧する工事
- ② 関係戸数が、農地の場合は1戸、農業用施設の場合は2戸以上であること
- ③ 補助率 事業費の40%以内

#### \*簡易な区画拡大・標準的な暗渠に対し定額助成

#### 農業基盤整備促進事業(農地耕作条件改善事業)

農業基盤の整備

整備済みの農地の畦畔除去による区画拡大や標準的な暗渠の施工により、迅速・安価に 農地の高度利用を進めるために、取り組み面積に応じた定額助成を行う。

【簡易な区画拡大】 畦畔除去による農地の区画拡大。

【標準的な暗渠排水】 暗渠の間隔が 10m 間隔の標準的な設計による暗渠工事

【事業主体】 にかほ市土地改良区

【助成額】 施工方法により定額

容【その他】

内

- ・国要綱等の改正により、農業者個人による業者発注はできなくなりました。
- ・事業における施工の一部を、受益農業者が実施(自力施工)することが必須要件となりました。
- ・農地中間管理機構との連携が必要になりました。

17

#### 3. その他の主な助成事業等

事業名	内 容	助成割合等
園芸作物価格差補償事業	対象野菜・花きの価格補てん制度。 出荷期間ごとの基準に応じて9割補 てん 実施主体:秋田県青果物基金協会	(基金積立) 県 40% 生産者 30% 市 10% 全農 10% 農協 10%
使用済農業用資材処理事業	農協が行う廃ビニール処理事業への 助成	廃ビニール処理経費の 1/3 以内
農地利用効率化等支援交付金	農地利用の集約化を行うための生産 の効率化に取り組む等の場合に必要 な農業用機械・施設の導入を支援。 (国事業)	国 事業費の 3/10 以内 市 事業費の 1/12 以内 (農地所有適格法人、新規 就農者は 2/12 以内)
集落営農連携促進等事業	集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入など、地域の状況に応じた取組を総合的に支援する。(国事業) ※連携・合併による効率的な生産・販売体制等の確立に向けた取組を実施する組織であることが要件の1つになっています	集落ビジョン作成 定額 若者等の雇用 100 万円 試験栽培、販路開拓 定額 組織の法人化 25 万円 共同利用機械導入 1/2 以内
野菜指定団地育成対策事業	国の指定産地となっている秋冬ネギ について、産地交付金の対象となら ない畑地の病害虫駆除対策への助成	対象事業費の 2/5 以内
優良雌牛導入保留対策事業	市場性の高い子牛を生産するため、優良雌牛の導入・保留に対する助成	購入価格の 10%かつ上限 20,000円、保留については定 額 10,000円

#### 4. 農業資金利子助成

資金名	内 容	利率等
農業経営基盤強化資金 (スーパーL)利子助成	認定農業者等が農地取得や生産設備 投資を目的として借り入れる農業経 営基盤強化資金への利子助成	・認定農業者 ・地域計画のうち目標地図に 位置付けられた等の認定農 業者の場合、借入後5年間無 利子 ・5年後は認定農業者の特例 金利

#### 5. 新規就農研修・相談等

事業名	内 容	備考
秋田アグリフロンティア育成研修	県の各試験場等で稲作・花き・ 野菜等の栽培技術や経営技術 習得	【研修期間】2年間 【研修奨励金】 月額100,000円補助 ※ただし奨励金と就農準備資金の同時受給は不可 【就農準備資金】 (新規就農者育成総合対策) 年額1,500,000円給付
就農アドバイザー活動	市が設置した「就農アドバイザ ー」による新規就農者への個別 支援活動	要望により日時を問わず相談 支援対応可能
「新規就農者育成総合対策」の 活用相談	「新規就農者育成総合対策」 制度の活用についての相談・申 請手続き業務	就農アドバイザーが随時、相 談受付

#### 6. 担い手育成総合支援事業

事業名	目 的	備考	
農業者発展フォーラム	先進組織の事例紹介や情報交換等を 通じて担い手の発展を目指す	由利管内の担い手を参集の 上、年1回開催予定	
農業者の青色申告講習会	複式簿記記帳の実施による経営と家 計の分離、透明化を図る	税理士を講師に迎え、 1月中旬開催予定	
経営所得安定対策への加入 支援(ナラシ対策)	農家の所得の安定を目的に米・大豆 等の価格下落時に交付金を交付す る。(国事業)	同対策への加入促進及び加入申 請支援や、市特認への誘導等を行 う。	
「地域計画」による農地集積と新規就農者確保支援	中心となる経営体への農地集積等を 推進するための関連交付金事業(国 事業)	地域計画に基づいた関連交付金の活用支援を行う。	
他機関研修事業への参加支援	専門的または広範な研修・講習機会 の情報提供や参加支援	県振興局、農業研修センター、県 担い手支援協議会等主催事業を 随時紹介・取りまとめ	

#### 7. 活動組織への支援

事業名	対象組織	
にかほ市病害虫防除(助成)事業	にかほ市病害虫防除協議会	
認定農業者協議会(助成)事業	にかほ市認定農業者協議会	
畜産団体運営(助成)事業	JA 秋田しんせい和牛改良部会にかほ支部	
にかほ市いちじく産地化支援事業	にかほ市いちじく振興会	
スマート農業推進事業	にかほスマート農業研究会	

#### Ⅲ. 米の需給調整及び経営所得安定対策

(にかほ市農業再生協議会)

にかほ市では、「にかほ市農業再生協議会」を開催し需要に応じた米の生産や、水田を活用した産地づくり等を進めるために「経営所得安定対策」等の推進を行っております。

本項では、米の需給調整の方針と実施ルール、「経営所得安定対策」の概要について紹介しております。

なお、「経営所得安定対策」の大枠は令和7年度も同様に実施されます。

\*記載内容は国との調整や協議会での内容審議等により一部変更になることがあります。

#### 1. 「令和7年度にかほ市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン (案)」(抜粋・要約)

策定:にかほ市農業再生協議会

#### |1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題|

当該地域は、秋田県南西部に位置し、南に鳥海山、西に日本海を臨む、山と海に抱かれた 県内で最も温暖な地域である。その立地条件を活かした水稲を主体とする農業生産を展開し ている。経営の発展を図るために近年では大豆やそばを中心とした集団転作による団地化が 行われ、アスパラガスやリンドウ、小菊、ねぎ、いちじく等による複合経営が増加してい る。しかし、湿田が多く、新規需要米・加工用米・備蓄米などの非主食用米が転作作物の大 部分を占めている状況であり、今後の米価変動や主食用米の消費減少に対応するためには高 収益作物による複合化の更なる推進が必要である。

また、農業従事者に関しては高齢化が進み、農家戸数の減少が顕著となっており担い手育成・確保が急務となっている。

さらに、大豆等の土地利用型作物については、水田特有の排水不良による収穫量の低迷や 連作障害、近年の異常気象による単収低下など年次による変動が著しいことから、収穫量の 向上や生産の安定化が課題となっている。

### 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた 産地としての取組方針・目標

水稲単作経営農家が大勢を占める当地域において複合経営を確立させるため、秋田県や地元 JA でも推進しているリンドウや小菊、ねぎ等を中心とした高収益作物の作付けを支援し、作付面積の拡大を推進することで、収益性の高い複合型農業の定着を図る。

特に、産地の振興品目や特産品として有利販売が期待できる高収益作物については、関係機関と連携し栽培技術等の支援を行うことで、収量増加及び作付面積拡大による所得向上を図り、作物の産地化とブランド化への取り組みを推進する。

#### |3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標 |

農家の高齢化により遊休農地が年々増加している一方で、集落営農や法人に農地の集積が進み、その多くはそばや大豆といった土地利用型作物を作付けしている。遊休農地の解消と担い手農家への集積化を図るため、引き続き集落営農や法人によるそばと大豆の作付けを支援していく。

また水稲を組み入れない作付け体系が定着している地域について、地域との話し合いや定期的な巡回により把握し、畑地化やブロックローテーション体系の構築に係る支援内容の情報提供等について助言を行う。令和4年度に秋田県が行ったアンケート調査によると、ブロックローテーションに取り組んでいる農家は大豆で30%、そばやねぎでは、ほとんど実施されていない結果となった。畑作物の定着がみられるほ場は畑地化を促進し、水稲との輪作が可能な作物は、計画的なブロックローテーションによって生産性向上が図られるよう支援を行う。

#### |4 作物ごとの取組方針等|

当地域の約2,745ha(不作付地を含む)の水田について、適期適作を基本として産地交付金を有効活用しながら、作物生産の維持・拡大を図る。

#### (1) 主食用米

需要に応じた売れる米づくりを更に進めるため、地域農協の推進する土づくりの実践を基本とし、高品質・良食味米の安定生産を図る。

#### (2) 備蓄米

主食用米価格を参考に落札価格が設定されることから、時勢を見ながら作付けに取り組む。

#### (3) 非主食用米

主食用米の需要量の減少が見込まれる中、水田を最大限活用し不作付地の発生を未然に防ぐため、新規需要米・加工用米・備蓄米を作付けし、需要者とのマッチングを円滑に図り需要に応じた生産数量を確保する。

#### ア 飼料用米

主食用米の需給の安定を図りつつ、実需者への安定供給にむけて複数年契約による取り組みを中心とした要件による飼料用米の本作化を推進し、目標達成に向けた支援を行っていく。

#### イ 米粉用米

主食用米の需給の安定を図りつつ、実需者への安定供給にむけて複数年契約による取り組みを中心とした要件による米粉用米の本作化を推進し、目標達成に向けた支援を行っていく。

#### ウ 新市場開拓用米

減少する米の国内消費を踏まえ、米農家の所得向上を図っていくためには、新たな消費を見いだし、推進していくことが重要であることから、生産者の営農安定のため、複数年契約の拡大に取り組み、将来の需要の受け皿として需要の動向を見極めながら推進していく。

#### エ WCS 用稲

地域内での耕種農家と畜産農家の結びつきを強化しながら、粗飼料の安定生産を図るために作付面積の拡大を図る。

#### 才 加工用米

主食用米に代わる作物として、今後の需要の動向を的確に把握しながら需要に応じた生産に取り組み、時勢を見ながら作付けに取り組む。

#### (4) 麦、大豆、飼料作物

麦については、地域内において取り組みはない。

大豆については、組織による作付けが普及しており、今後も作付面積の拡大を図る。また、単収の低下が地域の課題になっていることから、土づくり肥料の散布や排水対策、病害 虫防除対策への取り組みを推進し、収穫量を増加させ収益力の向上を図る。

飼料作物については、需要者とのマッチングを円滑に図り需要に応じた生産数量を確保する。

#### (5) そば、なたね

不作付地の有効活用に資する作物として、実需者との契約を基本として作付面積の拡大を 図る。

そばについては、単収の低下が地域の課題になっていることから、土壌改良剤や重機等による排水対策への取り組みを推進し、収穫量を増加させ収益力の向上を図る。

なたねについては、地域内において取り組みはない。

#### (6) 地力增進作物

基盤整備事業実施後は、地力が低く作物の生育が悪いとの声が過去に基盤整備を実施した 農業者から寄せられている。令和7年度に基盤整備が実施される地区において地力増進作物 の作付け、すきこみにより、次年度からの営農に備える取り組みを支援する。

#### (7) 高収益作物

水稲単作経営農家が大勢を占める当地域において複合経営を確立させるため、高収益作物の作付けを支援し、作付面積の拡大を推進し、収益性の高い複合型農業の定着を図る。また、地域振興作物(ねぎ、アスパラガス、業務用キャベツ、さやいんげん、さやえんどう、スナップエンドウ、ミニトマト、菊類、リンドウ、シャインマスカット)の作付けを重点的に支援し、作付面積を拡大させ、作物の産地化及びブランド化を図る。

#### 2. 令和6年度 米の需給調整実施状況

1 生産の目安(配分面積)及び水稲(主食用米)作付面積

単位:a

令和6年度	水稲作付	令和5年度	水稲作付
①生産の目安	164,246.0	①生産の目安	166,074.0
②実績面積	165,098.8	②実績面積	162,901.9
差引面積(②-①)	852.8	差引面積(②-①)	△ 3172.1

2 作物別実施状況

単位:a

	作物区分	令和6年度	令和5年度	前年度差	備考
$\overline{}$	通常栽培	149,970.83	148,236.05	1,734.8	
水 主	水稲直播栽培	8,242.7	7,417.8	824.9	
食	水稲減農薬栽培	5,542.0	6,292.0	△ 750.0	
稲 用	水稲無農薬栽培	1,343.3	956.0	387.3	
$\overline{}$	水稲合計	165,098.8	162,901.9	2,197.0	
٠.	加工用米	8,605.66	813.62	7,792.0	
水	備蓄米	7,770.93	18,320.09	△ 10,549.2	
稲	飼料用米	137.18	179.28	△ 42.1	一括管理
7114	輸出用米	121.80		121.8	
	大豆	15,251.1	15,362.1	△ 111.0	うち、大豆(外)376.5a
	そば	28,003.4	28,777.3	△ 773.9	うち、そば(外)96.1a
	飼料用米	1,845.00	5,967.30	△ 4,122.3	区分管理
	WCS	1,449.8	1,341.5	108.3	
	飼料用作物	920.2	850.4	69.8	
	ミニトマト	51.8	33.3	18.5	
	地ネギ	1,189.0	1,377.2	△ 188.2	
	域アスパラガス	258.6	300.3	△ 41.7	
	<sub>振</sub> 菊類	1,132.8	1,272.6	△ 139.8	うち、菊類(外)14.9 a
	スナップエンドウ	26.0	51.8	$\triangle$ 25.8	
主	さやえんとり	5.3	5.3	0.0	
な	作さやいんげん	12.2	11.1	1.1	
転	物 業務用キャベツ	216.3	242.1	$\triangle$ 25.8	
作	リンドウ	300.5	272.2	28.3	
項	シャインマスカット	82.3	82.3		
目	その他野菜	5,421.8	5,845.1	△ 423.3	販売用野菜、自家消費野菜
	その他花き	196.9	200.9	$\triangle 4.0$	
	景観	1,327.2	1,316.4	10.8	
	果樹	309.3	297.7	11.6	いちじく・シャインマスカットを除く
	いちじく	1,406.6	1,373.1	33.5	
	自己保全管理	30,509.0	27,920.5	2,588.5	
	調整水田	600.0	1,010.5	$\triangle$ 410.5	
	未管理水田	12,582.1	14,155.0		
	荒廃地(新規)	2,112.9	2,836.5	△ 723.6	
	基盤整備田	4,034.7			
	イタリアンライグラス (基盤整備)	156.6			
	合 計	109,401.4	110,902.5	△ 5,692.4	

#### 3 令和7年産米の生産の目安通知数量及び面積(にかほ市合計)

		令和7年度	令和6年度	比較
目	安通知数量	9,537 t	9,230 t	307 t
	水田面積	2,913 ha	2,933 ha	<b>▲</b> 20 ha
水稲	通知面積	1,700 ha	1,642 ha	58 ha
稲	率	58.36 %	55.98 %	2.38 %
転作	通知面積	1,213 ha	1,291 ha	<b>▲</b> 78 ha
作	率	41.64 %	44.02 %	<b>▲</b> 2.38 %
	通知人数	519 人	567 人	▲48 人

#### 4 生産の目安に用いる基準単収及び減収率の設定

	全栽培区分共通
基準単収	561kg/10a

※生産の目安の算定に係る基準単収

#### (基準単収の算定について)

- ①にかほ市農業再生協議会総会で決定。
- ②市全体の基準単収は東北農政局秋田県拠点が発表する市町村別収量の過去7年中5年平均で算出される平均収量に、県知事から通知の統計補正係数を乗じて算定する。

#### ※加工用米等の生産予定面積の算出に用いる合理的な単収: <u>561kg/10a</u>

③特別栽培や直播栽培に対して減収率は設定せず、全栽培一律とする。

#### 5. 経営所得安定対策「転作作物への助成]

転作作物等を対象に、交付金が国から直接支払われます。作付面積に応じた支払い(面積 払)のほかに、出荷数量や品質に応じた支払い(数量払)が受けられます。

出荷数量や等級に 応じて交付金が増減

- (1) 畑作物の直接支払交付金 \*認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織が対象
  - 1)数量払 (交付時期:出荷数量・等級の確定後) ※令和5~7年産単価

当年産の出荷数量及び品質に応じて次の単価で助成が受けられます。

対象作物	事業者	1等	2等	3等	合格品 (特定加工用)	規格外品
大 豆	課税	10,360	9,670	8,990	8,310	
(円/60kg)	免税	10,770	10,080	9,400	8,720	<b>牡</b> 布 A
そば	課税	17,180	15,070	_	_	対象外
(円/45kg)	免税	18,010	15,900	_	_	

#### 2) 営農継続支払 (交付時期:9月~11月頃)

当年産の出荷契約数量に基づいた実面積により「数量払」の内金として先に交付されます。

対象作物	交付額	対象面積
大 豆	20,000 円/10a	交付額は当年産の実作付面積分となります
そ ば	(そばは 13,000 円/10a)	基準単収:大豆 62kg/10a・そば 34kg/10a

- ※1) 2) 共に認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織のみが対象になります(いずれも規模要件なし)。また、令和3年 産から農産物検査によらない品質区分の確認を実施した場合も交付対象となりますが、規格外品は対象となりません。
- ※1)免税事業者向け単価の申請には、2年前の確定申告書等により収入・売上が1千万円以下であることの確認が必要です。
- ※1) 集落営農(任意組合)は、組織として売上額を確認することができないため、課税事業者向け単価が適応されます。
- ※2) 出荷数量が基準単収の 1/2 を下回る場合、理由書の提出が必要となります。



(2) 水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成)

\*全ての販売農家が対象

次の転作作物を対象に、全国一律定額で交付されます。(交付時期:11月~翌年3月)

対象作物	交付単価		
大豆、飼料作物	3. 5万円∕10 a <sup>※注</sup>		
WCS用稲	8万円/10a		
加工用米	2万円/10a		
飼料用米、米粉用米	収量に応じ5.5万円~10.5万円/10a		

(3) 水田活用の直接支払交付金 (産地交付金)

\*全ての販売農家が対

転作作物を対象に、国からの一定額の交付金額を地域(にかほ市)で単価設定し面積払で交付。

交付時期:12月~翌年3月

[作物ごとの単価 ⇒ 29ページ参照]

※注 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみ行う年は1万円/10a

#### 5. 経営所得安定対策 [転作作物への助成] (つづき)

#### ●交付対象者

- 1)対象作物を生産する販売農家・集落営農組織 (畑作物の直接支払交付金は認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織のみ) ⇒32 ページ以降の「作物及び助成区分ごとの要件」を満たすもの
- 2)米の需給調整の達成、未達成にかかわらず対象となります。
- 3) 捨て作りは対象になりません。

#### ●交付対象面積

- 1) 営農計画書に掲載の水田面積(水張り面積)及び現地確認による面積 \*加工用米・一部の飼料用米、米粉用米による転作は、出荷数量と基準**単収**により算出される換算面積
- 2)作物ごと(助成区分ごと)に1a未満が切り捨てとなります。

#### ●申請及び支払

- 1) 「交付申請書」及び「営農計画書」の提出 ⇒ 6月末まで
- 2) 交付時期 ⇒ 12月~3月(営農継続支払は9月~11月)

(補足)・・・「集落営農組織」での申請、支払いについて

集落営農組織の経営農地で取り組む作物(例:大豆、加工用米、備蓄米、新 規需要米、共同で取り組む業務用キャベツや枝豆等)については、組織が申請 し、組織の口座に交付されます。

なお、集落営農組織の構成員であっても、個人名義で出荷・販売を行っている 作物については、個人による申請・支払いとなります。

3)「対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」の提出⇒12月20日まで 添付書類:対象作物の出荷・販売が分かる書類(荷受伝票・領収書等)

#### (補足)

これまでも出荷・販売伝票は必要でしたが、12月20日以降に出荷・販売を行う場合は対象作物を出荷・販売し、伝票類を提出することの「誓約書(様式第11-1号)」の提出と出荷・販売が済み次第に伝票類の提出が必要です。

期日まで未提出の場合や虚偽の報告の場合は交付金の返還となりますので、確実に保管・ 提出願います。

#### 5. 経営所得安定対策 [転作作物への助成] 作物ごとの面積払単価一覧

1.1 A			交付金設定単価(円/10a)			
対象 作物名等	助成区分		要 件 等	戦略作物助成	産地交付金 (地域枠)	産地交付金 (国枠)
	一般助成	出荷・販売を	・目的とした大豆を作付する取組	35, 000		
	追加要件①	土づくり肥料	の散布		8,000	
大 豆	追加要件②		回以上実施、又は出芽揃い~1葉期までに除草剤散 た後、中耕培土を2回以上実施、かつ種子処理等の 実施。		6, 000	
	追加要件③		作付けし、1ha 以上(中山間地域は 0.5ha 以上)のれること(追加要件①及び②と重複支援不可)		16, 000	
	一般助成	出荷・販売を	·目的としたそばを作付する取組(基幹作)			20, 00
	一般助成		·目的としたそばを作付する取組(二期作) ·拡大分 30a 以上対象		10,000	
そば	追加要件①	土壤改良剤の	散布		2,000	
	追加要件②	重機等による	排水対策を実施していること		10,000	
	※大豆、	 そばの追加	要件については、集落営農組織、農業	<u> </u> 法人等による	 る取組が対象	ŧ
米 粉	用米	実需者等との	契約の上、国への届出・承認が必要			
			家利用可、耕種農家が作付の場合は実需者	55, 000		
飼 料	用米		らも国への届出・承認が必要 :段階的に引き下げ。R7 は 5.5~8.5 万円/10a)	~105,000		
WCS,	用米	飼料用米と同	様	80, 000		
加工	用米	集荷業者との	契約に基づいた取組	20, 000		
飼料用作物	勿(牧草)	畜産農家が管理する水田、又は畜産農家と供給契約を結んだ耕種農家が管理する水田で、刈取後に家畜へ飼料として供給されるもの。播種から収穫まで行う場合は上段単価。収穫のみを行う場合は下段()内単価。		35, 000 (10, 000)		
地域振	興作物	対象作物:	ねぎ、アスパラガス、業務用キャベツ、ミニトマト、菊類、さやいんげん、さやえんどう、スナップエンドウ、リンドウ、シャインマスカット		40,000	
高収	监作 物	対象作物:	地域振興作物以外の野菜・花き ※一部対象外の作物もあります		20,000	
	樹 カットを除く)	果樹を定植し	た年を含め、収穫できるまで最大 5 年間交付		12, 000	
新市場	開拓用米	国内外のコメ 画の認定が必	の新市場の開拓を図る米穀を作付する取組。取組計 要			20, 00
	拓用米の   手契約	3年以上の親	規複数年契約が対象			10, 00
地力増	進作物		収益作物等への転換に向けた土づくりの取組 盤整備実施地区のみ対象)		10,000	20, 00
自家消	費野菜	自家消費野菜	・自家利用の花き等で販売を目的としないもの			
永年性作物 果樹、キウイ等永年性作物(定植した年を含め6年以上になるもの又は販売用でないもの)					転作面積	
調整水田・未管理水田 自己保全管理 作物の作付けを行っていないもの			カウント のみ			
改廃カ	ウント	年度途中新規に高速道路等の道路用地や宅地等で改廃されるものは当該年のみ面積カウント				
樹木や灌木の繁茂、又は盛土等され更地や宅地化された農地は「荒廃地」として扱われ、需給調整 の対象面積として扱われません					転作面積 カウント 対象外水田	

| 本表作成時において地域枠は国や県、市協議会で調整中のため、単価の増減や要件変更になる場合があります。

#### 5. 経営所得安定対策「転作作物への助成](つづき)

#### ●産地交付金「県域枠」について

産地交付金は、国からの配分に基づき市が単価設定をする"地域枠"と県が単価設定をす る "県域枠" があり、県が設定する品目に対して次の単価で前ページの単価表へ上乗せして 交付されます。"県域枠"による交付を受けるためには、対象品目の出荷・販売に加えて各種 要件があります。

#### ●助成内容について

#### (1) 重点推進野菜、飼料用米の作付拡大への助成(当初配分枠) (10a 当たり)

対象品目	交付単価
①大豆【県推進枠 I 】	16,000円程度
②重点推進野菜【県推進枠 I 】※対象品目は別表 参照	32,000円程度
③飼料用米、米粉用米、WCS 用稲【県推進枠 I】	18,000円程度
③新市場開拓用米【県推進枠 I 】	15,000円程度
④飼料用米、米粉用米、WCS 用稲【県推進枠 I】	15,000円程度
⑤飼料用米【県推進枠Ⅱ】複数年契約(初年度)への助成	3,000円程度
⑥飼料用米【県推進枠Ⅲ】多収品種(別表参照)へ の取組	8,000円程度

※国からの配分により単価調整あり。

#### (交付要件)

- ・①~④:対象品目の前年産から30a以上の作付面積拡大、さらに生産性向上及び低コス ト生産等に関する取組を1つ以上実施すること。
- ・⑤:3年以上の複数年契約を結び、新規需要米取組計画の認定を受けること。※令和7年 産から締結する3年以上の複数年契約が対象(初年度のみ)
- ・⑥:対象となる多収品種に取り組むこと(別表参照)

#### 5. 経営所得安定対策 [転作作物への助成](つづき)

(別表)

対象品目ごとの生産性向上及び低コスト生産等に関する取組

品目等	取組内容	
	① 地下水位制御システムによる栽培	
	② 種子更新	
大豆.	③ 種子塗抹処理の実施	
八旦	④ もみ殻補助暗渠の実施	
	⑤ 高性能機械の活用	
	(耕うん同時畝立て播種、産業用無人へリコプター、マルチコプター)	
	① 育苗期いもち病防除の実施	
	② 育苗箱全量施肥技術の実施	
	③ 多収品種の導入(秋田63号、ふくひびき、べこあおば等)	
新規需要米	④ 疎植栽培の実施 (栽植密度を地域の慣行栽培の80%以下)	
〔 飼料用米 〕	⑤ 直播栽培の実施	
米粉用米	⑥ 高密度播種育苗栽培の実施	
し WCS用稲 J	⑦ 側条施肥の実施	
	⑧ 緩効性肥料の利用	
	⑨ 流し込み施肥の実施	
	⑩ 畦畔の除草(2回以上)	
	① 出荷又は販売の実施	
重点推進野菜	【対象品目】 えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか	
	一般品種と比べ子実の量が多いことが確認され、国が認めた多収品種及び 特認品種のうち県が指定する品種。 (下記参照)	
飼料用米の	竹戸中114/ノノり芥ル114たりの中12。 (『記参照)	
多収品種	    秋田63号、べこごのみ、ふくひびき、べこあおば、夢あおば、たわわっこ、	
	大田のち、ハここのみ、かくいいさ、ハこのわは、夢のわは、たわわっこ、   えみゆたか、いわいだわら	
	LOCATION AND ICANO	

#### 5. 経営所得安定対策 [転作作物への助成](つづき)

・・・・・ 作物及び助成区分ごとの要件 ・・・・・

#### 各交付金共通事項

	① 申請書提出者であること。
	「交付金交付申請書(以下、申請書)」及び「交付金に係る営農計画書(以下、営
	農計画書)」の提出者。(水稲生産実施計画書に必要事項が記載されている場合は、
助成対象者	営農計画書に代えることが出来る)
等	② 営農計画書に取り組む作物を記入していること。
	営農計画書に掲載の農地にて、取り組む対象作物名が記入されていること。作
	付する作物について出荷・販売を行う者。自家消費野菜は対象外。
	③ 次の「実施要件」を満たすこと。
	①適切に栽培されていること。
	適切な播種密度、栽培管理、除草などが適切に行われていること。現地確認によ
	り、適切な管理がなされず著しく生産量が劣ると見込まれる場合は、助成対象外
	とする。
実施要件	②販売を確認できる伝票等があること。
	申請者による出荷・販売の確認が出来る書類(伝票等)を提出すること。(景観形
	成作物・自家給餌用飼料用米・飼料用作物を除く)
	書類による確認ができない場合は、出荷・販売が行われた場合であっても助成対
	象外とする。
	①営農計画書
確認方法	②営農計画書に基づく現地確認
	③出荷・販売伝票

#### 【 大豆・そば 】 個人による取り組み

		助成区分	一般助成(大豆)	一般助成(そば)
助成金額 ①+②+③	1	面積払(出荷・販売目的)	35, 000円/10a	(基幹作)20,000円/10a (二期作)10,000円/10a
	2	面積払(ゲタ加入者) ※面積払を申請していて、交付後返還の可能性が高いと判断された場合、数量払になる可能性があります。	20, 000円/10a	13, 000円/10a
	3	数量払(ゲタ加入者) ※数量払を申請している場合は各等級毎の出荷数量に応じ助成。 面積払を申請し、高単収であった場合は数量払から面積払を控除した額を助成。	*生産物の販売価格	(45kg当り) ※課税事業者の場合 1 等: 17,180円 2 等: 15,070円  が数量・等級に応じた助成 は含まれておりません 品は対象になりません
助成金交付時期 面積払:12月頃まで 数量払:出荷・販売数量、等級確定後 (翌年3月		F級確定後 (翌年3月頃)		
実施要件等 原則、実需者と播種前契約を締結していること		·締結していること		

#### 5. 経営所得安定対策 [転作作物への助成](つづき)

・・・・・ 作物及び助成区分ごとの要件 ・・・・・

#### 【 大豆 】 集落営農組織・転作集団・法人による取り組み

助成区分		収穫量増加対策支援	
	① 面積払(出荷・販売目的)	49, 000円/10a 程度	
助成金額 ①+②+③	② 面積払(ゲタ加入者) ※面積払を申請していて、交付後返還の可能性が高いと判断された場合、数量払になる可能性があります。	20, 000円/10a	
	③ 数量払(ゲタ加入者) ※数量払を申請している場合は各等 級毎の出荷数量に応じ助成。 面積払を申請し、高単収であった場合 は数量払から面積払を控除した額を助 成。	(60kg当り) ※課税事業者の場合 1 等: 10,360円 2 等: 9,670円 3 等: 8,990円 合格品: 8,310円  作付面積に関らず、出荷数量・等級に応じた助成 *生産物の販売価格は含まれておりません *規格外・未検査品は対象になりません	
	助成金交付時期	面積払:12月頃まで 数量払:出荷数量、等級確定後 (翌年3月頃)	
助成対象者及び対象農地		各項目共通事項に加え、次の「実施要件」を満たすこと。	
実施要件等		各項目共通事項に加え、 ・農業法人又は集落営農組織等が、播種、中耕培土、防除、収穫等の基幹的作業を組織が定める同一の作業体系での共同作業、資材の共同購入を行うこと。 ・以下を実施すること ① 土づくり肥料の散布。(交付単価8,000円程度) ② 中耕培土を3回以上実施、又は出芽揃い~1葉期までに除草剤散布の実施をした後、中耕培土を2回以上実施、かつ種子処理等の病害虫対策の実施。(交付単価6,000円程度) ③ 前年に水稲を作付けし、1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)の団地化が図られること(上記①及び②と重複支援不可)(交付単価16,000円程度)	
		各項目共通事項に加え、  ① 組織の規約・構成員名簿 ② 共同作業の実施を確認するための作業日誌、機械利用の受払簿、経理受払簿。肥料を散布した場合は肥料の購入 伝票 等 ③ 作業計画図・団地図	

・・・・・ 作物及び助成区分ごとの要件 ・・・・・

# 【 そば 】 集落営農組織・法人による取り組み

助成区分		収穫量増加対策支援	
	① 面積払(出荷・販売目的)	(基幹作)30, 000円/10a 程度 (二期作)10, 000円/10a 程度	
助成金額	② 面積払(ゲタ加入者) ※面積払を申請していて、交付後返 還の可能性が高いと判断された場 合、数量払になる可能性がありま す。	13, 000円/10a	
1 + 2 + 3	③ 数量払(ゲタ加入者) ※数量払を申請している場合は各 等級毎の出荷数量に応じ助成。 面積払を申請し、高単収であった場合は数量払から面積払を控除した 額を助成。	(45kg当り) ※課税事業者の場合 1 等: 17,180円 2 等: 15,070円  作付面積に関らず、販売数量・等級等に応じた助成 *生産物の販売価格は含まれておりません *規格外・未検査品は対象になりません	
	助成金交付時期	面積払:12月頃まで 数量払:販売数量等確定後 (翌年3月頃)	
	助成対象者及び対象農地	各項目共通事項に加え、次の「実施要件」を満たすこと。	
実施要件		各項目共通事項に加え、 ・農業法人又は集落営農組織等が、明渠、播種、中耕培土、防除、収穫等の基幹的作業を組織が定める同一の作業体系での共同作業、資材の共同購入を行うこと。 ・原則、実需者と播種前契約を締結していること ・以下を実施すること ① 土壌改良剤の散布。 (交付単価2,000円程度) ② 重機による排水対策を実施。 (交付単価10,000円程度)	
確認方法		各項目共通事項に加え、 ① 組織の規約・構成員名簿 ② 共同作業の実施を確認するための作業日誌、機械利用の受払簿、 経理受払簿。肥料を散布した場合は肥料の購入伝票 等 ③ 作業計画図	

・・・・・ 作物及び助成区分ごとの要件 ・・・・・

# 【加工用米】

助成区分	加工用米	
助成金額	20, 000円/10a	
<b>刘</b> 汉亚⋳	*換算面積による	
助成金交付時期	12月頃まで	
助成対象者及び対象農地 各項目共通事項に加え、次の「実施要件」を満たすこと。		
実施要件 あらかじめ農協等と出荷契約を行い、契約内容を遵守した取り約 あること。 ※コメ新市場開拓等促進事業との重複助成不可。		
確認方法	各項目共通事項による	

# 【 米粉用米・飼料用米・WCS 】

助成区分	WCS用稲	飼料用米·米粉用米	
助成金額	80, 000円/10a	収量に応じ、 55, 000円~105, 000円/10a	
		※一般品種については 55,000~95,000円	
助成金交付時期	12月頃まで		
	各項目共通事項の①②③	に加え、	
助成対象者及び対象農地	<ul><li>① 飼料用米・WCSについては出荷・販売に代え、申請者自身の家畜に自家利用する場合</li><li>② 飼料用米・WCSについては、飼料供給契約により畜産農家へ供給を行う耕種農家が申請者である場合</li><li>③ 次の「実施要件」を満たすこと。</li></ul>		
	各項目共通事項の①に加え、		
① 国による新規需要米取組計画の認定を受けたほ場あること。 ② 飼料用米、WCSにあっては、農協等への販売のほ産農家)が畜産農家に提供する場合は飼料供給契約。 新規需要米の管理確認に必要な国等機関による立こと		あっては、農協等への販売のほか、耕種農家(生 に提供する場合は飼料供給契約書の締結 全認に必要な国等機関による立入検査に応じる	
	④ 主食用品種で取り組む場合等は当年の地域 <b>単収</b> により出荷売渡数量(自家利用の場合は生産予定数量)設定し、当該数量を必ず出荷及び給餌するものとする。		
	各項目共通事項の①②に	加え、	
確認方法	① 飼料供給契約書 ② 畜産農家台帳・家畜	飼養数等台帳	

・・・・・ 作物及び助成区分ごとの要件 ・・・・・

# 【果樹】

助成区分	果樹作付け助成	
概要	販売用果樹の作付	
助成金額	12, 000円/10a程度	
助成金交付時期	12月頃まで	
助成対象者及び対象農地	各項目共通事項に加え、次の「実施要件」を満たすこと。	
実施要件	① 定植した年を含め、最大 5 年間交付。 ② 販売を目的とした作付であること。 ③ 品目ごとの標準的な栽培密度であること。	
<ul> <li>各項目共通事項に加え、</li> <li>① 水田台帳により新植されたことを確認</li> <li>② 収穫可能となった段階で販売を予定していることを誓約書等より確認</li> <li>③ 秋田県農林水産部で定める「作物別技術・経営指標」や果樹の統計データにより確認</li> </ul>		

# 【 野菜・花き 】

助成区分		地域振興作物作付助成
概	要	農業者又は集落営農組織で以下の作物を作付、出荷・販売を行う。 ネギ、アスパラガス、業務用キャベツ、ミニトマト、さやいんげん、さ やえんどう、スナップエンドウ、菊類、リンドウ、シャインマスカット
助成金額	面積払	40, 000円/10a程度
助成金3	交付時期	12月頃まで
助成対象者及	及び対象農地	各項目共通事項に加え、次の「実施要件」を満たすこと。
実施要件		各項目共通事項に加え、 ① 集落営農組織の場合は、にかほ市長が認める組織で、組織が定める同一の作業体系での共同作業、資材の共同購入を行い、組織名義で販売を行うもの。 ② 新植などで収穫を行うことが出来ない生育段階の永年性作物については、秋田県栽培指針に沿った肥培管理を行うこと。
確認方法		各項目共通事項に加え、 ① 出荷伝票、販売伝票、作業日誌 等 ② 集落営農組織の場合は、集落営農組織の規約・構成員名簿、共同作 業の実施を確認するための作業日誌、機械利用の受払い簿、経理受 払い簿、組織による販売伝票等

・・・・・ 作物及び助成区分ごとの要件 ・・・・・

# 【 野菜・花き 】 野菜・花き全般の取組

助成区分		高収益作物作付助成	
概要		「地域振興作物作付助成」以外の出荷・販売目的の野菜・花き等	
助成金額	面積払	20, 000円/10a程度	
助成金3	を付時期	12月頃まで	
助成対象者及び対象農地		各項目共通事項による	
実施要件		各項目共通事項による	
確認方法		各項目共通事項による	

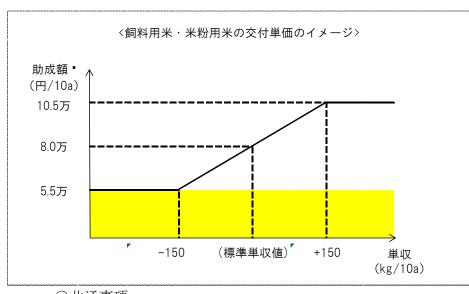
# 【 飼料用作物 】

助成区分	飼料用作物助成	
概要	飼料用作物(牧草類)の取り組み	
助成金額	当年産において <b>播種から収穫まで</b> 行うもの:35,000円/10a	
<b>以</b> 近识	当年産において <b>播種を行わず収穫のみ</b> 行うもの:10,000円/10a	
助成金交付時期	12月頃まで	
助成対象者及び対象農地	各項目共通事項の①②③に加え、 ① 申請者自身の家畜に自家利用する場合 ② 飼料供給契約により畜産農家へ供給を行う耕種農家(生産農家) が申請者である場合 ③ 次の「実施要件」を満たすこと。	
	各項目共通事項の①に加え、 ① 耕種農家(生産農家)が畜産農家に提供する場合は飼料供給契約 書の締結 ② 定期的に種子更新が図られているほ場で生産された牧草とし、更新 が永年行われず雑草化している場合は対象外とする。 ③ 対象となる品種は次の通り。	
実施要件	(対象品種) トウモロコシ ソルカ、ム テ、オシント スータ、ンク、ラス アオカ、リムキ、 アオカ、リタ、イス、 エンハ、ク アオカ、リイネ ワラセンヨウイネ アオカ、リヒエ シコクヒ、エ オーチャート、ク、ラス チモシー イタリアンライク、ラス ヘ。レニアルライク、ラス ハイフ、リット、ライク、ラス スムース、フ、ロムク、ラス トールフェスク メト、一フェスク フェストロリウム ケンタッキーフ、ルーク、ラス リード、カタナリーク、ラス ハ、ヒエク、ラス キ、ニアク、ラス カラート、キ、ニアク、ラス アルファルファ オオクサキヒ、 アカクローハ、 アルサイククローハ、 カ、レカ、 ロース、グ、ラス ハ。ラク、ラス ハ。ンコ、アク、ラス ネヒ。アク、ラス セタリア シリョウヨウカフ、 シリョウヨウと、一ト シリョウヨウシハ、	
確認方法	各項目共通事項の①②に加え、 ① 飼料供給契約書 ② 畜産農家台帳・家畜飼養数等台帳 ③ 作業日誌	

### ○飼料用米・米粉用米の取組方法及び数量払の仕組み

飼料用米・米粉用米への交付金支払は"数量払"となります。取組方法は2通りあります。

取組方法	一括管理方式 (取組ほ場を特定しない)	区分管理方式 (取組ほ場を特定する)	備考
取組品種	主食用品種	主食用品種または 多収品種どちらでも可	主食用品種で区分管理方式を選択する 場合と、自身が作付している主食用米と 品種を分ける必要有り
出荷数量	契約数量全て	特定ほ場から収穫した数量全て	
対象面積	地域単収によって求められる換算面積 (契約数量÷地域の合理的な単収)	ほ場作付面積	
交付単価	80,000円/10a (作柄変動が生じたが契約変更を行わ ない場合は単価の変動があります)	55,000円/10a~105,000円/10a (収穫数量が地域単収の-150kg/10a~ +150kg/10aの範囲内で交付単価が変動)	どちらの方式においても標準単収値を 作柄調整し、交付単価の算定を行う



- ○数量払いによる助成は、農産物検 査又は農産物検査によらない手法\*\* により助成対象数量が確認できること を条件とします。
- ※ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票などによる確認
- ○基準単収値は、にかほ市が定めて いる単収(地域の合理的な単収)を適 用します。
- ○上限は10.5万円/10aです。
- ○5.5万円/10aとなる単収以下(基準 単収値-150)のとき、理由書を提出し ていただきます。

### ○共通事項

- (1) 水稲による取組ですが転作作物として扱われ、取組面積(又は出荷数量に基づく換算面積) は転作面積となり、水田活用の直接支払交付金の対象となります。
- (2) 作付する品種によって生産管理が異なります。
- (3) 取組の留意点については次ページに記載しています。

### 【現在指定されている多収品種について(24種)】※五十音順

あきいいな	秋田 63 号*	亜細亜のかおり	いわいだわら	笑みたわわ	えみゆたか
オオナリ	きたげんき	北瑞穂	クサホナミ	たちじょうぶ	たわわっこ*
ふくのこ	ふくひびき	べこあおば	べこごのみ	北陸 193 号	ホシアオバ
ミズホチカラ	みなちから	モグモグあおば	もちだわら	モミロマン	夢あおば

<sup>\*</sup>印がついている品種は県別に対象となる「知事特認品種」

### 6. 新規需要米、加工用米、備蓄米の取り組みの留意点

新規需要米 [米粉用米、飼料用米、ホールクロップサイレージ(WCS)]、加工用米、 備蓄米の取り組みに際しては、主食用米や一般の転作作物とは異なる留意点があります。

### ◎新規需要米 (米粉用米・飼料用米・WCS)

### ◆共通事項

- (1) 引受先(販売先や供給先)を確定したうえで、東北農政局秋田県拠点(以下、「秋田県拠点」) に計画書を届け出する必要があります。
- (2) 水稲による取組ですが転作作物として扱われ、取組面積(又は出荷数量に基づく換算面積) は転作面積となり、水田活用の直接支払交付金の対象となります。
- (3) 米粉用米・飼料用米は、作付する品種によって生産管理が異なります。
- (4) 一括管理方式での取り組み(主食用米品種)

主食用米品種で新規需要米に取り組む場合は、水田内で主食用米と新規需要米を区分せず生産された米の中から、出荷契約数量に基づき秋に出荷する一括管理方式という方法があります。 ※作況調整が行われた場合以外は、契約数量分(自家利用や畜産農家

へ直接供給する場合は生産予定数量)を必ず出荷しなければなりません。

なお、にかほ市の基準単収(R7:561 kg/10 a )を用い、数量から換算した面積が転作面積となります。

(5) 区分管理方式での取り組み(主食用米品種・多収性品種) 主食用米と新規需要米が混合しないように水田を区分し、 一目で見分けがつく袋を使用し保管するなど厳重な管理が 必要となります。

なお、区分管理方式の場合、米粉用米・飼料用米は実需者等への出荷数量の単収が基準単収の-150kgに満たない場合WCSは近隣ほ場の主食用米の生育状況と比較して、十分な収量が得られないと判断される場合、交付金を受け取るためには理由書の提出が必要となります。



その際自然災害等生産者の努力では防げない理由や低コスト・ 取組を行った(初回のみ)などの合理的な理由は認められますが、通常の肥培管理を怠ったことによる減収は認められず、交付金の対象とはなりません。

- (6) 計画書どおりの利用が行われているか秋田県拠点や市農業再生協議会が立入検査を行う場合があります。
- (7) 承認を受けた計画内容と異なる利用を行う場合や、主食用米に横流しを行った場合、 交付金の返還などの罰則があります。

### 手続スケジュール

6月30日 引受先との供給契約締結したうえで、秋田県拠点へ取組計画書を提出 12月20日 生産集出荷の報告

収穫後半期ごと 使用実績報告 (飼料用米を自家利用した場合のみ)

### 6. 新規需要米、加工用米、備蓄米の取り組みの留意点(つづき)

### ●米粉用米

主に小麦粉の代替として、パンや麺類などに使用します。また菓子やケーキ等、米粉独自の特性を生かした製品の開発も進んでいます。

(注意) 直売やネット販売などを目的に、販売量や販売時期が定まらないまま、生産や保管 をすることはできません。(全量の販売契約先が確保されてから生産)

### ●飼料用米

通常の稲と同様に**脱穀を行い、家畜に給餌するもの**です。集荷業者に出荷したり、畜産農家へ供給したりすることにより畜産農家以外も取り組むことができます。飼料用米を自家利用する場合や畜産農家へ直接供給する場合は、畜産農家は飼料用米を全量使い切るまで半期ごとに秋田県拠点に使用実績報告を行わなければなりません。

脱穀をしないまま給餌する場合は、「飼料用青刈り稲」となります。飼料用青刈り稲についても、秋田県拠点の認定が必要となります。

### ●WCS (稲発酵粗飼料用稲)

稲の米粒が完熟する前に穂と茎葉を刈り取り、ラッピングを行いサイレージ化するものです。

ラッピングによる発酵を行わないで給餌する場合は、 「飼料用青刈り稲」となります。

※WCS、飼料用米、飼料用青刈り稲は畜産農家の自家利用が可能です。畜産農家以外は畜産農家等と供給契約を締結する必要があります。



# ◎加工用米

清酒、焼酎などの酒類、煎餅等の米菓などに使用されます。出荷業者と加工用米出荷契約をする必要があります。主食用米と同様にカントリーエレベーター等を利用できます。

- ① 作付品種 主食用品種
- ② 取組面積 加工用米の出荷契約数量を基準単収 (R7:561 kg/10 a) で割った換算面積が 転作面積となり、水田活用の直接支払交付金の対象となります。
- ③ 作況調整 作柄の影響により出荷契約数量が増減する場合があります。
- ④ 出荷の原則 出荷契約数量分は必ず出荷しなければなりません。出荷契約数量に満たない場合は、主食用として出荷した数量から加工用米へ振り分けられます。

# ◎備蓄米

平成23年度から政府が備蓄米として買い取った米を5年間備蓄した後に飼料用米など非主食用として市場に放出される「棚上げ備蓄制度」に移行されました。これにより備蓄米も転作として扱われます。備蓄米の価格は国が毎年2月~4月頃に行う入札に参加する出荷業者の入札価格により決定されます。

あらかじめ備蓄米の出荷契約を出荷業者と締結する必要があります。また、主食用と同様 にカントリーエレベーターを利用できます。出荷形態等は加工用米と同様となります。

# 飼料作物やWCS用稲、青刈りとうもろこしに 基準単収が設定されました

経営所得安定対策等実施要綱が一部改正され、令和6年度から水田活用の直接支払交付金に係る飼料作物、WCS用稲、青刈りとうもろこしの基準単収を農業再生協議会が設定することとなりました。

また、交付申請者の当該作物における単収が、

# 「基準単収の 1/2 以下であった場合は、本交付金の交付対象としない」

とする要綱改正がありました。

収穫実績が基準単収の 1/2 以下となる場合は、交付金が原則支払われませんので、作業日 誌等に正確に収穫量の記載をお願いいたします。

### ◆秋田県における飼料作物(牧草)、WCS用稲の R6 基準単収について

秋田県内における本交付金対象者の実績データに基づき、過去5年間のうち最高値・最低値の2年を除く3年の実績数量データを平均し、以下の通り設定されました。

	基準単収 (R6 参考)	基準単収の 1/2 (R6 参考)
<b>牧草</b> ※乾牧草(水分量 15%程度)とした場合	524kg/10a	262kg/10a
WCS用稲	1,531kg/10a	766kg/10a

# ◆にかほ市における青刈りトウモロコシ(デントコーン)の R6 基準単収について

にかほ市内における対象作物の過去3年間の実績数量データがないため、県内の市町村が定めている基準単収を参考に、以下の通り設定されました。

	基準単収 (R6 参考)	基準単収の 1/2 (R6 参考)
デントコーン	2,508kg/10a	1,254kg/10a

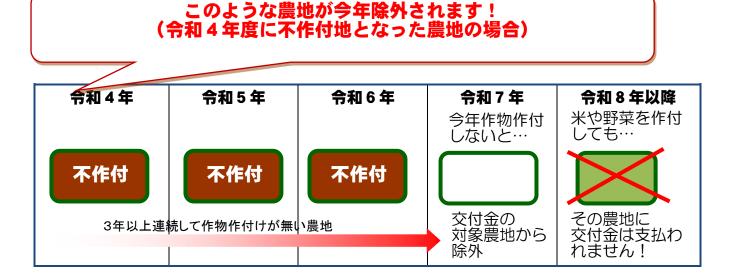
<u>※豪雨などの自然災害</u>により、基準単収の1/2を下回った場合は、理由書等の提出により交付対象となることがあります。

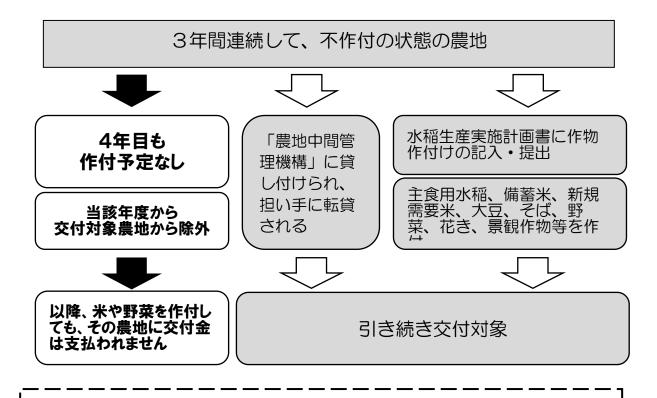
※R7 年度の基準単収は変更になる場合があります。

### 7. 不作付地について

「調整水田」や「自己保全管理」などの不作付地で、3年間連続して作物作付が行われず、 4年目も作付が行われない農地は、経営所得安定対策の交付対象農地から除かれます。

不作付地にはこれまでも交付金は支払われておりませんが、交付対象農地から除かれることにより、5年目以降に作物作付けを行っても、交付金が支払われない農地となります。





作付予定があれば、必ず水稲生産実施計画書に記入しましょう!!

### 7. 不作付地について(つづき)

### (1)令和7年度に交付金の除外対象となる不作付地とは?

3年間(R4~R6)不作付地で、令和7年度も作物作付けが行われない農地。

⇒ いわゆる稲作農家の不作付地

### (2)不作付地とは具体的にどのような状態の農地か?

転作確認結果が「全体調整水田」「自己保全管理」「未管理水田」「荒廃地(新規)」として位置付けられた農地。

\*ただし「部分調整水田」は不作付地の取扱いとはなりません。(1筆全体が不作付の 状態の農地が不作付地です)

### (3)農地異動により耕作者が変わった場合の取り扱いは?

不作付地となった農地を他者から借り受け(又は取得)して耕作者が変わった場合、すでに不作付地となっている農地のため交付対象外農地となります。

### (4)転作面積のカウントの取り扱いは?

これまで通り転作面積のカウントとしてみられます。(荒廃地は転作面積の対象外)

### (5)交付金除外対象にならないようにするためには?

3月~4月に提出していただく水稲生産実施計画書に、必ず作物名を記入の上、今年作物を作付けして令和7年度の転作確認結果で、稲作又は転作作物として確認されること。

### (6)除外されないようにするための作物の要件はあるのか? 販売作物である必要があるのか?

水稲、大豆、そば、ナタネ、野菜、花きなど出荷・販売を目的とする作物のほか、自 家消費野菜や景観形成作物(ひまわり・コスモス・そば等)でも不作付の解消として認 められます。

ただし、簡易な作物の場合でも必ず耕起や適切な播種密度、肥培管理・除草など一般 作業は必要となります。

### 8. 対象面積の確認に関する基本ルール

「水田活用の直接支払」の対象基礎面積は水稲生産実施計画書を用いることが原則となっています。(ただし、水稲生産実施計画書と現地の状況に差異がある場合は現地確認による実測)

上記のことを担保するため、「現地確認」を実施することにより補完することといたします。

### (1)面積の取り扱い

- ・面積は、けい畔などを含まない水田面積(水張り面積)とする。
- ・水稲生産実施計画書を基準とし、現地との差異がある場合は実測による。
- ・面積の単位はアール(㎡単位の1の位を四捨五入)とする。 ※ただし、一括管理方式による面積は㎡単位の小数点以下を切り捨てする。

### (2)現地確認

- ・水稲生産実施計画書に記載されているほ場の所在地・地番をもとに、需給調整(転作)計画がされたほ場を原則的に確認する。また、水稲生産実施計画書と現地の状況に差異がある水稲作付について実測により確認する。
- ・現地確認では水稲作付が行われていないことの確認とともに、「水田活用の直接支払」の対象となる転作作物等について、作付実面積や適正な耕起、播種密度(植栽密度)、肥培管理・除草・収穫が行われること等を併せて確認する。
- ・現地確認基準日は原則7月1日とする。ただし、5月下旬~6月下旬頃に行う現地確認をもって基準日とする。(一部品目は除く。)

### (3)産地交付金等の助成単価及び助成区分について

- ・助成単価については、29 ページの「交付単価一覧表」による。ただし、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成以外の助成額については、にかほ市農業再生協議会に配分される金額より、対象となる作物の実績に応じた所要額(必要額)が上回る場合は、助成単価の調整をする。
- ・年度内に同一ほ場で対象作物を2回以上作付又は混作される場合は、1番単価の高い助成区分を 対象として、1回限り交付する。
- ・同一ほ場の対象作物が複数の助成区分の要件を満たす場合は、1番単価の高い助成区分を対象として交付する。

### (4)災害に係る取り扱い

災害発生時点(時期)に、にかほ市農業再生協議会へ報告のあったものについては、現地確認等 により災害であるかを特定し対象とするか判断する。

# 8. 対象面積の確認に関する基本ルール(つづき)

# (5) 需給調整実施作物等区分ごとの見方・確認方法

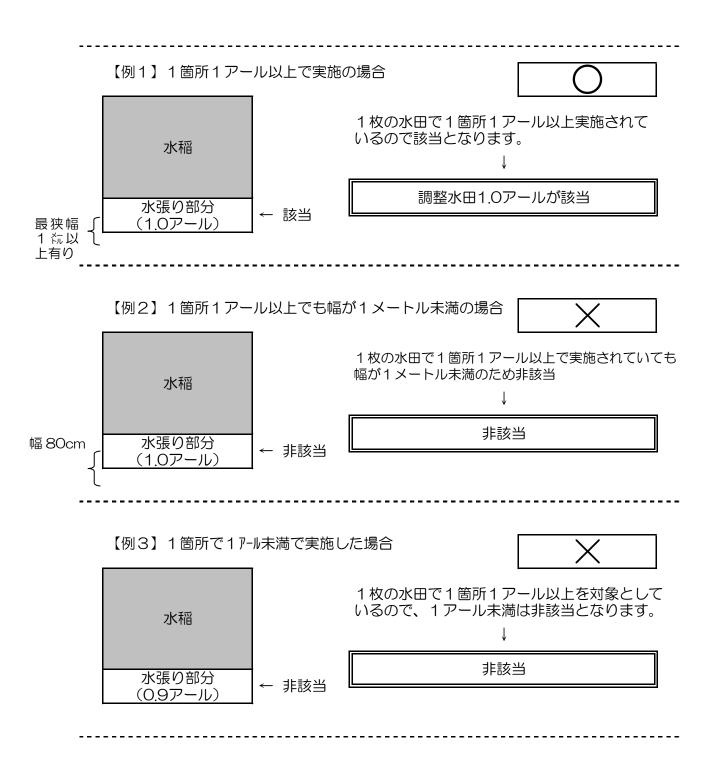
作物等名	見 方・確 認 方 法 等
<ul><li>一般作物</li><li>大豆・そば・なたね・野菜・花き・景観作物等</li></ul>	<ul> <li>・全体転作の場合は共済水田面積による。</li> <li>・共済水田面積と現地に差異がある場合や、部分転作の場合は実測する。</li> <li>・1枚の水田において、助成単価が違う作物等が作付されている場合は、それぞれの品目ごとに面積を実測する。</li> <li>・野菜が小規模なほ場や混作されている場合は、「自家消費野菜」とする。</li> <li>(※ ただし、水稲生産実施計画書に販売用と計画したほ場は除く)</li> </ul>
<b>新規需要米</b> 米粉、飼料用米 WCS	【 定義 】実需者との契約等がされ、秋田県拠点への申請、承認が行われた取組とする。なお、飼料用米、WCSは、実需者への出荷、販売のほか、飼料用作物欄の【定義】によるものも可とする。 ・主食用米とは明確な区分による、「ほ場特定」された、ほ場1枚単位での作付とし、確認は共済水田面積による。
加工用米 備蓄米	・主食用米と同一ほ場で同一品種の場合等は、出荷売渡数量を把握し、当年の基準単収を用いて対象面積に換算する。
飼料用作物	【 定義 】 畜産農家が管理している水田又は畜産農家と「飼料作物供給契約書」を結んだ耕種農家が管理している水田に作付され、刈取後に家畜へ飼料として利用する牧草・青刈り稲。
全体調整水田	【 定義 】水田に水を張ることにより常に水稲の生産力が維持される状態に管理する水田。 ・全体調整水田の場合は共済水田面積による。 ・一定期間の湛水管理及び適切な除草作業等の管理が実施されていることで対象とする。
部分調整水田	【 定義 】水稲作付しているほ場の一部を杭などで区分けし管理する水田。 ※1 枚の水田で作物作付(転作)と調整水田を行う場合は、水管理を合理 的に行う観点から、仮けい畔で区分けすることが必要とされている。 ・面積は現地確認で実測する。 ・1a 以上且つ幅1m 以上で実施されていることで対象とする。 ただし、不作付部分の実測が困難な場合や、水稲生産実施計画書との大幅な 相違が認められる場合は水稲作付部分を実測する。 ※「米の直接支払交付金」の廃止に伴い、生産の目安を提示しますが <u>目安を達</u> 成するために部分調整水田を行う必要はありません。 ※部分調整水田の該当・非該当の例(次ページ別表参照)
自己保全管理	【 定義 】水田を常に耕作可能な状態に管理する水田。 ・雑草の草刈又はトラクター等による耕起作業が行われ、良好に管理されている 場合に対象とする。
未管理水田	【 定義 】雑草の草刈又はトラクター等による耕起がされていない水田で、樹木が生えていない水田。
荒 廃 地	【 定義 】樹木が生えている又は農地の原型がなく、数年間管理がされていないと見られる水田。 ※林地(杉・雑木林)、コンクリート基礎がある小屋が建っている場合なども荒廃地扱いとなります。 ・令和2年度に「荒廃地(新規)」として確認された水田は、令和2年度は転作カウントしましたが、令和2年度内に改善報告がない場合は、令和3年度からは水田台帳(水稲生産実施計画書)より除外され転作のカウントにはなりません。

ご注意!

面積は最 低1a 上、 幅は最低

幅は最低 1 m 以上 必要 前ページ関係別表

### (6) 部分調整水田の該当・非該当の例



# Ⅳ. 諸制度•資料

IV. 諸制度·資料 農業委員会

### 1. 農地の権利移動及び農地転用許可制度

農地転用許可制度は、『優良な農地の確保』と『計画的土地利用の推進』を図ることを目的に、「農地を農地以外のものにする場合」または「農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・権利移転を行う場合」に、県知事の許可を受けることとする制度です。

下記表の農地法『第3条許可』は農地の状態での『権利移動』です。

『第4条許可』・『第5条許可』が農地転用にあたります。

この「農地転用許可」を受けずに無断で転用したり、許可どおりに転用していない場合等には、農地法 違反となり、「工事の中止」や「原状回復」等の命令が下されたり(農地法第51条)、3年以下の懲役や1億 円以下の罰金という罰則の適用もあります(農地法第64条、第67条)。

	農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	許可不要の場合
権利移動	<b>尹〈</b> ◇	農地を農地として 売	農地の所有者と買主・借主 ※買主・借主となる場合は農地の すべてを効率的に利用することな どの条件があります(R5 年4月か ら面積要件は撤廃)	◆当該農地所在地の 農業委員会	◆国、県による場合 ◆土地改良法等による交 換分合の場合 ◆農用地利用集積等促進 計画による場合 等
農地	第4条	自分の農地を転用す る場合	転用を行う者 (農地所有者)		◆国、県が転用 する場合 ◆市による、道路・河川等
転	第5条	事業者等が農地を 買受・借受して転用 する場合	売主・貸主(農地所有者)と 買主・借主(転用する事業 者)	◆県知事	土地収用法対象事業の用に供するため転用する場合 等

また、上記の農地法上の許可以外に、他法令の許可が必要な場合があります

### 審査基準

①「立地基準」: 別に定められた農地の区分や営農条件による審査。

②「一般区分」: 申請の内容について、目的実現の確実性や周辺への影響等を審査。

### お問合せ・申請手続き

農地の「権利移動」は手続き完了まで1ヶ月程度、「農地転用」は1~2ヶ月程度かかります。また、「農地転用」を行おうとする農地が農振農用地区域内にある場合は、「農用地利用計画」の変更の手続きも併せて必要なため3~4ヶ月程度かかります。[農林水産建設部農林水産課] ※農振農用地区域・・・「農業振興地域整備計画」において、農用地等として利用すべき土地として指定された区域。

※原則、農地転用はできません。

### 2. 農業振興地域制度

優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せ、農業振興地域の整備に関する 法律に基づく農業振興地域制度が設けられています。

具体的には、県が「**農業振興地域」**を指定し、これに基づき市が「**農業振興地域整備計画」**を 策定しております。

### 「農業振興地域」

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが相当な 地域として都道府県知事が関係市町村と協議して指定するものです。

### 農用地利用計画の変更(農振除外)

農業振興地域整備計画は、自然的・経済的・社会的な諸条件を考慮し、かつ、地域農業者、農協、土地改良区など関係団体との調整を経て、長期的観点から農業を振興するための総合的基本計画として定められたものです。

このことから変更には、十分慎重を期す必要があり、計画策定後に生ずる情勢の変化等によって やむを得ず変更を行う場合には、計画策定の趣旨に反することのないようにしなければなりません。 特に農用地区域内の土地を農用地以外の用途にあてるため、農用地利用計画を変更(農振除外)するときには、次の「農振除外6要件」をすべて満たすときにのみ行えます。

要件に満たない場合は除外できませんので、土地の選定は慎重に行ってください。

### 「農振除外6要件」

- ①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④担い手等の農用地の利用・集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑤土地地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑥農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること。

### お問合せ・申請手続き

軽微な変更以外の手続きは、完了までは3~4ヶ月かかります。変更の必要が生じる場合は期間に 余裕をもってご相談願います。 [農林水産建設部農林水産課]

なお、農地転用を伴う場合は、「農業委員会」の手続きも必要となります。

IV. 諸制度·資料 農業委員会

## 3. 農業者年金制度

農業者年金は、農業従事者のうち、自営農業に従事する個人が任意で加入できる年金制度であり、国民年金(基礎年金)の上乗せ年金のひとつです。農業者の老後生活の安定を図り、農業者の確保に資することを目的として運営されています。

======= 制度の概要 =======

### 加入するには

農業者からの申し出に基づく任意加入のみで、加入の申し出を行った日から被保険者となります。

### (加入要件)

- ① 年齢要件 ⇒ 60 歳未満 (国民年金任意加入者に限り 65 歳まで加入可)
- ② 国民年金の要件 ⇒ 国民年金第1号被保険者
- ③ 農業上の要件 ⇒ 年間60日以上農業に従事

## 受給要件

農業者老齢年金は65歳以上75歳未満の間に、特例付加年金は3つの要件(保険料納付済期間等が20年以上、65歳到達、経営継承)を満たしたときに、裁定請求することにより受給できます。(60歳以上65歳未満の間で繰上げ受給を選択することもできます。)

### 現況届

受給権者は、毎年6月30日までに現況届を提出しなければなりません。

農業者年金基金から、毎年5月末頃に受給権者に対して現況届の用紙が直接届きますので、農業委員会へ提出をお願いします。

(現況届の提出がないと年金の支払いが差し止めとなります。)

### 支給停止

経営移譲年金又は特例付加年金の受給権者が農業を再開したときや特定処分対象農地等の返還を受けたとき、後継者が特定処分対象農地等の処分を適確に行わなかったときなどに、年金が支給停止となる場合があります。

### 年金の支払い

- ① 11月分 12月分 1月分 ⇒ 2月支払い
- ② 2月分 3月分 4月分⇒ 5月支払い
- ③ 5月分 6月分 7月分 → 8月支払い
- ④ 8月分 9月分 10月分 ⇒ 11月支払い
  - ◎初めて年金を受給される場合は、定期支払月以外でも支払われる場合があります。
  - ◎年金の支払いは定期支払月の10日です。

IV. 諸制度·資料 農業委員会

### 3. 農業者年金制度(つづき)

======= 制度の特色 =======

# 1. 積立方式で長期に安定した財政運営

将来受給する年金は、自ら積み立てたものと、その運用実績により決まる確定拠出型年金です。加入者や受給者の数に影響されない長期安定型の制度となっております。

# 3. 保険料の額は自由に選択

毎月の保険料は、2万円から6万7 千円の間で選択でき、減額・増額も可能です。35歳未満で要件を満たす方は1万円から選択することができます。

# 5. 意欲ある担い手に保険料助成

認定農業者等、一定の要件を満たした意欲ある担い手は、保険料(月額2万円)の2割、3割又は5割の政策支援(保険料の国庫補助)が最大20年間受けられます。

# 2. 農業に従事する方は広く 加入可能

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は、誰でも加入できます。(国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も対象です。)

# 4. 80歳までの保障が付いた 終身年金

年金は終身にわたり受け取れます。 加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取るはずの年金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

# 6. 税制面で大きなメリット

保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。年金給付についても公的年金等特別控除の対象となります。

# 農業者年金に加入しましょう!

お問い合わせ・加入手続き「農業委員会又は秋田しんせい農協」

### 4. 認定農業者制度

これからの農業を担っていこうとする農業者を対象に、にかほ市では認定農業者と認定し ています。各自の経営5年後を想定した改善計画をにかほ市が認定するとともに、その計画 実現に向けた取り組みを関係機関が連携して支援していく制度です。

### (1)対象者

将来に渡って農業で生計をたてる計画のある方、経営規模拡大、農業所得向上の意欲 の高い中核農業者を対象としています。

- ① 個人、法人とも対象になります。
- ② 農地を持たない畜産や施設園芸・複合経営も対象です。

### (2)認定農業者になるためには

- ① 経営改善計画を立てます。
- ② 市役所農林水産課へ経営改善計画を提出します。
- ③ 審査会において、提出された改善計画について内容を審査します。
- ④ 計画が承認されると、認定農業者となります。
- ⑤ 関係機関が、認定農業者の改善計画達成のために支援します。

### (3)経営改善計画の記載内容

- ① 経営規模の拡大に関する目標(作付面積・飼養頭数、作業受託面積)
- ② 生産方式の合理化の目標(機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術導入等)
- ③ 経営管理の合理化の目標(複式簿記での記帳等)
- ④ 農業従事の態様等の改善目標(休日制の導入等)

### (4)経営改善計画認定基準

- ① にかほ市における農業経営の「**基本構想**」(54ページ参照)に照らし適切であるか。
- ② 立てた計画に無理がなく達成できる計画であるか。
- ③ 農用地の効率的・総合的利用に配慮したものであるか。

### (5)主な支援策

- ① 低利資金の融資 ④ 機械・施設等導入
- ② 税制の特例
- ⑤ 農地集積
- ③ 経営相談·研修 ⑥ 農業生産基盤整備

### (6)ご相談・申請手続き [農林水産建設部農林水産課]

経営改善計画作成のお手伝いをいたします。

これから更新時期を迎えるが、目標達成がかなわなかった方もご相談ください。 各種支援策を活用して経営改善の実現を!認定期間を更新しましょう!

### 5. 認定新規就農者制度

新たに農業を始める青年農業者は、"認定新規就農者"と認定されることで経営安定のための各種支援策を受けることができます。就農開始後から経営5年後までを想定した青年等就農計画(以下、就農計画)をにかほ市が認定するとともに、その計画実現に向けた取り組みを関係機関が連携して支援していく制度です。以前は都道府県から認定を受ける制度でしたが、現在は市町村から認定を受ける制度に変更となっています。

### (1)就農計画の申請ができる方

にかほ市内において新たに農業経営を営もうとする青年等。

- ① "青年等"とは原則 18 歳以上 45 歳未満の個人経営体又はそれらの者が役員の過半を占める法人を指します。
- ② 農業経営を開始してから5年以内で既に認定農業者になっていない方
- ③ 農地を持たない畜産や施設園芸・複合経営も対象です。

# (2)認定新規就農者になるためには

- ① 就農計画を立てます。
- ② 市役所農林水産課へ就農計画を提出します。
- ③ 審査会において、提出された就農計画について内容を審査します。
- ④ 計画が承認されると、認定新規就農者となります。

### (3) 就農計画の記載内容 ※経営開始後5年後の姿

- ① 農業経営の規模に関する目標(作付面積・飼養頭数、作業受託面積)
- ② 生産方式に関する目標(機械・施設の導入等)
- ③ 経営管理に関する目標(複式簿記での記帳等)
- ④ 農業従事の態様等に関する目標(休日制の導入等)

### (4)就農計画認定基準

- ① にかほ市における農業経営の「基本構想」(54ページ参照)に照らし適切であるか。
- ② 立てた計画に無理がなく達成可能な計画であるか。

### (5)認定新規就農者に対する支援策

- ① 新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業、経営開始資金)※詳細は59ページ
- ② 融資の際の無利子化(青年等就農資金)
- ③ 農地中間管理機構による農地集積
- ④ 経営所得安定対策

### (6)ご相談・申請手続き 「農林水産建設部農林水産課]

就農計画作成のお手伝いをいたします。お気軽にご相談ください!

参考 [52ページ(4)経営改善計画認定基準①及び53ページ(4)就農計画認定基準①関係]

### 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(抜粋・要約)

食料の安定供給を目指すため、地域農業の中心的な担い手となる農業者の方々にできるだけ多くの農用地を集積するとともに、このような農業者を育成・支援するための方向づけが主に「農業経営基盤強化促進法」により位置付けられております。

この目的を実現するためにかほ市では、育成すべき効率的・安定的な農業経営の目標や指標をはじめ、これをめざして経営改善を図ろうとする農業者の方(以下「認定農業者等」) 及び新たに農業経営を営もうとする青年等(以下「認定新規就農者等」)への支援措置等について、総合的な計画を定めているのが「(にかほ市) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」です。

### (1)農業経営基盤の促進に関する目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるため、将来(概ね 10 年後)の認定農業者等の発展目標及び認定新規就農者等の経営開始から 5 年後の発展目標を位置づける。

### ◆農業経営の年間所得·年間労働時間◆

### 【認定農業者等】

- ※主たる農業従事者一人当たり
- ○年間農業所得

450 万円

○年間労働時間

2,000 時間程

### 【認定新規就農者等】

- ※主たる農業従事者一人当たり
- ○年間農業所得

225 万円

### (2)効率的・安定的な農業経営の指標

上記の目標を可能とする効率的な農業経営の指標を位置づける。

### ◆主要な営農類型の位置づけ◆

()個別経営体のモデル(一例)

〈経営規模〉 水稲 610a+大豆(転作)100a+ ミニトマト(転作)10a 経営面積 720a

〈生産方式〉 中型機械化体系(トラクター・田植機・コンバイン各 1 台)

〈経営管理〉 ①複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る

\*「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」全文は農林水産課で閲覧できます。

### 6. 農業法人

### 1. 農地所有適格法人と農地所有適格法人以外の法人

農業法人には農地を買うこと(所有権)借りること(利用権)ができる「農地所有適格法人」と、 農地を借りること(利用権)のみができる「一般の法人(農地所有適格法人以外の法人)」があります。 後者における農地利用は、平成21年の農地法の一部改正で新たに設けられたもので、条件付き ながら一般企業やその他の法人団体等が農地を借りやすくなりました。

		農地所有適格法人	農地所有適格法人以外の法人
農地の	有	「所有権」「利用権」が認められる	「利用権」のみ認められる
利用	無		施設栽培、畜産、農作業請負等
		農地のすべてについて効率的に利用すること(	機械・労働力・技術)
		経営面積が一定面積以上であること(原則 都	府県 50 a 北海道 2ha 以上)
農地法に	上る	周辺の農地利用に支障を生じないこと	
農地利用			賃借契約に <b>解除条件</b> が付される必要
際の			地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと(話し合いへの参加、共同利用施設の取り
受け手要	要件		決めの順守等)
			業務執行役員の1人以上が農業に常時従事する
			こと(地域との調整役として責任をもって対応 する)
		株式会社 (公開会社でないもの)	左記のほか、
法人形	態	合名会社、合資会社、合同会社	農地法第3条の要件を満たす(試験研究・
		農事組合法人   農業売上高が過半を占めること	教育・福祉・その他目的の)法人
事業要	件	農業売工商が週十を占めること   (農産物の加工・販売等の関連事業を含む)	農業売上高が占める割合についての制限は無し
		①農業の常時従事者	
		②農地の権利提供者	【解除条件付き】
		③農地保有合理化法人 ④地方公共団体·農協等	農地を適正に利用していない場合に解除する旨の条件が付され
		⑤基幹的な農作業の委託農家	していること
		※構成員が①~⑤のいずれかに該当する必要	■農業経営から撤退した場合の混乱を防 止するため、次の事項が契約上明記され
		があります。また①~⑤の者が総議決権の 1/2 を超える必要があります。	ているかを確認します。
構成員要	<b>更件</b>	て但える必安かのります。	①農地等を明け渡す際の原状回復の義務 は誰にあるか
1117775	~ ' ' '	【参考】	②原状回復の費用は誰が負担するのか ③原状回復がなされないときの損害賠償
	_	①~⑤以外の構成員(例:法人と連携する食品加工会	の取り決めがあるか
Cこで言		社や産直スーパー等)が保有できる議決権は 1/2 未満である必要があります。。	④貸借期間の中途の契約終了時における 違約金支払いの取り決めがあるか
は、出資者	きのこ	つまり、①~⑤以外の構成員が出資割合の 1/2 以上を	
│ とを意味 して。	ましま	占める場合は、農業生産法人の要件を満たさないこと	
9.		になります。	
<b>.</b>		①業務執行役員の1人以上が農業に常時従事	(再掲)
役員要	件	(原則年間60日以上)すること。	農地利用の場合は、業務執行役員の1人以 上が農業に常時従事すること
			上州辰未に吊吋伙尹りること

※法人による農地利用の詳細については農業委員会にご相談願います。

### 7. 経営所得安定対策【収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)】

「認定農業者」、「集落営農組織」、「認定新規就農者」を対象に、生産力の確保及び経営の安定を図る施策です。

# 1. ナラシ対策の運用見直しについて 事前契約の要件化

令和4年産から具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産された主食用米を対象に、農業者が事前に集出荷業者(JA等)と出荷契約を結んだもの等をナラシ補填の対象とすることとなりました。

### 2. 集落営農組織の要件

集落営農組織の要件は次の通りです。

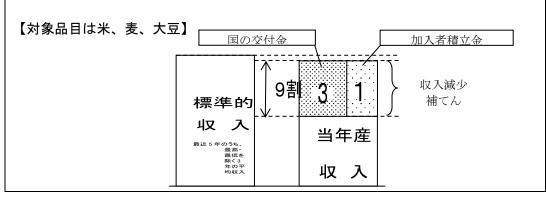
- (1) 規約を作成します。
- ・代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械の利用・管理に関する規約を作成します。
  - (2) 共同販売経理を行います。
  - ※農業経営の法人化、地域における農地利用の集積については、市町村が確実であると判断 すれば、要件を満たしているものとすることになります。(法人化計画等は不要)

### 3. 支援の内容

# 収入減少影響緩和対策

(収入減少補てん)

- ・当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。
- ・対策加入者にもあらかじめ一定額の積立金を拠出(加入者1:国3)する必要があります。



- ・農業者は対策加入時に標準収入の「10%下落まで対応できるコース」と「20%下落 まで対応できるコース」のいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出しま す。
- ・国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。
- ・補てんが発動された場合、収穫秋後3月までの価格をみて、6月下旬頃に支払います。

### 8. 認定農業者等に対する税制特例(農業経営基盤強化準備金)

将来(5年以内)農用地や農業用機械・施設等(以下「農業機械等」)を購入しようと、各種交付金等※1を個人の収入・法人の益金に算入したうえで準備金として積み立てた場合、個人は必要経費算入、法人は損金算入することができ、また、農業経営改善計画書※2に従い、5年以内に準備金を取り崩したり、交付金等を受領した年にこれを用いて農業機械等の固定資産を取得した場合は圧縮記帳※3ができます。

### 【対象者】

青色申告※4により確定申告を行う認定農業者(個人、農地所有適格法人)※5又は認定新規就農者(個人)であって、農業経営基盤強化促進法に基づきにかほ市が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられている農業者※6

### ※1準備金として積み立てることのできる補助金・交付金

• 経営所得安定対策交付金

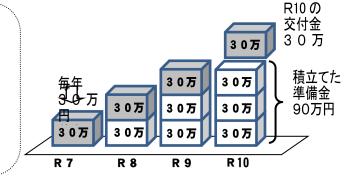
### ※2農業経営改善計画書

認定農業者の申請をした時の申請書類。(準備金の対象となる農業機械等はこの農業経営改善計画書に記載されたものに限ります。)

### ※3圧縮記帳とは

準備金として積み立てた交付金等を取り崩したり、交付金等を受領した年にこれを用いて農業機械等を購入した場合、その準備金等の範囲内で価格を圧縮し、その圧縮相当額を法人は損金、個人は必要経費に算入できます。これにより、法人の益金・個人の収入に算入した準備金等と相殺することができ、実質的に非課税となるものです。(取得した農業機械等の価格は圧縮した額となります。)

(例)令和7年~令和9年までに毎年30万円づつ、 90万円準備金として積み立て(各年度においては必要経費算入)し、令和10年の交付金等も30万円で、合わせた120万円を活用して300万円のトラクターを購入した場合、トラクターの帳簿価値を120万円圧縮して180万円とし、その120万円は必要経費として参入できるというものです。



※ただし、圧縮記帳できる最高額は、①農業機械等を取得した年の準備金取崩額とその年の交付 金等の合計額②その年の所得の金額のいずれか少ない額となります。

### ※4青色申告

青色申告を行うためには税務署への届出が必要です。青色申告をしようとする年の3月15 日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。

### ※5 認定農業者

認定農業者でも集落営農組織の構成員で、補助金等を組織から配当される場合、その補助金は準備金の対象とはなりません。

※6 令和7年度の地域計画に農業を担う者として位置づけられていない場合、農業経営基盤強化 準備金を積み立てることはできません。

# 9. 国・県が行う主な担い手支援事業

		I	1				
事 業 名	内 容	補助率等	支援対象				
農地利用効率化等支援交付金(国)							
地域農業構造転換支援タイプ	将来像が明確化された地域計画が策定されて いる地区において、農業用機械・設備の導入及 び農業用機械のリース導入を支援。	購入は 3/10 以内、リース は定額	地域計画のうち 目標地図に位置付けられた者				
融資主体支援タイプ	融資を受けて農業用機械・施設の導入を行おうとする農業経営体を支援。	3/10 以内 ※融資額及び市 助成額による変 動あり	地域計画のうち 目標地図に位置付けられた者				
条件不利地域補助型支援	経営規模が小規模・零細な地域において、意 欲ある経営体を育成するため、共同利用機械 等の導入を支援。	1/2 以内 (農業用機械は 1/3 以内)	農業者の組織する団体等				
2_集落営農連携促進	等事業(国)						
集落ビジョン策定	集落ビジョン策定のために直接必要な経費(旅費、謝金、印刷製本費、需要費、使用料及び賃借料、備品購入費等)を支援。	25万円 (定額)	集落営農組織				
中核となる若者等の雇用	中核となる若者等の雇用の場合において、当該 若者等を雇用する際に必要となる経費を支援。	定額 (上限 100 万円/ 年、最大3年)	集落営農組織				
収益力の柱となる 経営部門の確立	収益力の柱となる経営部門の確立等のため、 高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路 開拓などの経費を支援。	定額	集落営農組織				
組織の法人化	組織の法人化に必要な経費を支援。	定額 (25 万円)	集落営農組織				
共同利用機械等 の導入	取得金額が 50 万円以上の共同利用機械等の 導入経費を支援。	1/2 以内	集落営農組織				

<sup>※</sup>連携・合併による効率的な生産・販売体制等の確立に向けた取組を実施する組織であることが要件の1つになっています。

<sup>※</sup>国、県等の事情により名称・内容が変更となる場合があります。

### 10. 新規就農者育成総合対策

農業を新たに始めたい方や、農業を始めることを目的に専門的な研修を受講する青年に対する国の資金制度。

農家の後継者でも一定の要件を満たせば対象となります。

### 1. 経営発展への支援

【経営発展支援事業】※機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象 就農後の経営発展のために、県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、県支援分の 2 倍を 国が支援します。

対象者:認定新規就農者\*\*1 (就農時49歳以下)

支援額:補助対象事業費上限 1,000 万円※「2.資金面の支援」①交付対象者上限 500 万

Щ

補助率:県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2<例> 国1/2,県1/4,本人1/4)

### 2. 資金面の支援

① 【経営開始資金】\*2

新たに経営を開始する者に対して、資金を助成します。

対象者:認定新規就農者※3 (就農時 49 歳以下)

支援額:12.5万円/月(150万円/年)<sup>\*4</sup>×最長3年間

補助率: 国 10/10

② 【就農準備資金】

研修期間中の研修生に対して、資金を助成します。

対象者:研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額:12.5万円/月(150万円/年)<sup>\*4</sup>×最長2年間

補助率: 国 10/10

③ 【雇用就農資金】

雇用元の農業法人等に対して、資金を助成します。

対象者:49歳以下就農希望者を新規雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機

即

支援額:最大60万円/年×最長4年間

補助率: 国 10/10

- ※1 新規参入者、親元就農者 (親の経営に従事してから5年以内に継承した者) が対象
- ※2 前年の世帯所得が原則 600 万円未満の者を対象
- ※3 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象
- ※4 支払方法は、月ごと等、選択制

### 11. ミドル就農者経営確立支援事業

農業経営を開始して間もない中年層の方で、次世代を担う農業者となることに強い意欲のある方に対する県の資金制度。

農家の後継者でも一定の要件を満たせば対象となります。

新たに就農される方、農業を始めて間もない方に最長3年間資金を交付。 農家の後継者(子弟)でも一定の要件を満たせば交付対象になります。

交付金額

年間120万円 最長3年間

### ■主な要件等

- ・認定新規就農者または認定農業者であること。
- ・就農開始時の年齢が50歳以上60歳未満であること。
- ・本人自らが主体的に農業を開始し、農地や農機具を自らの所有又は貸借とし、本人名 義で農産物の出荷販売を行う等、自らの責任で農業経営を行うものであること。
- ・市が作成する地域計画のうち目標地図に位置付けられている、もしくは位置づけられることが確実と見込まれること。
- ・前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合や、適切な就農を行っていないと 市が判断した場合は交付停止となります。
- ・令和2年4月以降に農業経営を開始した者であること。
- ・交付は経営開始計画認定後、年単位で120万円ずつ交付されます。

### 【農家の後継者の方も上記に加え下記を満たせば対象】

- ・ 親の経営を継承する場合、継承する農業経営に従事して5年以内に継承して農業経営を開始した者で、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展等に向けた取組を行う計画であると市町村長に認められること。
- ・農地を活用する営農(水稲・大豆・野菜・花き等)の場合は、利用する農地の利用権 又は所有権を持つ必要があります。

### 12. 農地集積の推進

農地中間管理機構(農地集積バンク)を活用し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率 化を進めると共に担い手への農地利用の集積・集約化を進めましょう。

農地中間管理機構に農地を貸し付けた個々の出し手や集落単位等の地域に対して、交付金が交付されます。

### ~農地中間管理機構の概要について~

農地中間管理機構(以下、機構)は都道府県に1つ創設されます。機構は、出し手農家から 農地を借り受け、必要な場合は基盤整備等の条件整備を行い、担い手(受け手)がまとまり ある形で農地を利用できるよう貸し付けを行います。

### ◎機構への農地の出し手に対する交付金(機構集積協力金)

### (1) 地域に対する支援(地域集積協力金)

	地域集積協力金					
	地域内の農地を一定割で	合以上機構に貸し付け	けた場合に交付			
交付対象地域	<ul><li>○同一市町村内の一定区域で、全域が同一の地域計画区域に含まれていること 例)集落・隣接した複数の集落、大字又は旧小学校区等</li><li>○構成戸数が複数戸であること</li><li>○農地面積が農地台帳等により明確であること</li></ul>					
交付金額 (単価)	「地域」内の全農地面積のうち機 農地バン 一般地域 区分1 80%超 区分2	<ul><li>構への貸付割合に応じ ク活用率</li><li>中山間地域</li><li>60%超 80%以下</li><li>80%超</li></ul>	て交付 交付単価 (貸付面積) 2.8万円/10a 3.4万円/10a			
要件等	①交付対象面積に占める、一定要件を満たした農地面積割合が 10%以上であること ②機構への貸付総面積及び機構の農作業委託総面積に占める 1ha 以上の団地面積が 10%以上であること ③機構を通じた農作業委託に取り組む場合、委託者は農用地利用集積等促進計画により機構に農作業委託し、委託期間は 10 年以上としたうえで、地域内の機構への貸付農地と一体的に取り組むこと 【交付金の使途について】 地域の話し合いにより自由に決めることができます。 (使途例)農業機械・施設の整備費、水路・農道等の整備、共同作業に係る賃金、受け手への賃借料の調整・按分 など					

# (2) 地域に対する支援(集約化奨励金)

		集約化奨励金					
	地域区	地域内の農地を機構に貸し付け 1ha 以上の団地面積が一定以上 増加した場合に交付					
	○同一市町村内の一定区域で、全域が同一の地域計画区域に含まれていること 例)集落・隣接した複数の集落、大字又は旧小学校区等						
交付対象地域	○構成戸数	なが複数戸であること					
	○農地面積が農地台帳等により明確であること						
	「地域」片	の農地面積に占める団地面積の増	加割合に応じて交付				
		団地面積割合	交付単価 (転貸面積)				
交付金額	区分 1	10 ポイント増	1.0 万円/10a				
(単価)	区分 2**		3.0万円/10a				
	※同一の耕作者が耕作する 1ha 以上の団地面積の割合が 30%以上の地域は、同						
	一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の1箇所あたりの平均面積 が1.5倍以上						
		、ニ 「る団地面積の割合が 10 ポイント」	以上増加すること				
	・同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積						
	・目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上						
	の団地面積						
要件等	※機構を通じた農作業委託に取り組む場合、受託者は農用地利用集積等促進計     画により機構から農作業受託し、受託者の決定にあたっては、機構が地域の話						
女门节		と階から農地利用調整に参加するこ					
		使途について】					
		合いにより自由に決めることができます					
		昊業機械・施設の整備費、水路・農道 <sup>9</sup> 『借料の調整・按分 など	等の整備、共同作業に係る賃金、受 				

### 13. 複合品目で所得確保を!(戦略作目の経営試算表)

JAの振興品目や特産品として有利販売が期待できる作目の経営試算表です。栽培技術を 身につければ初心者の方でも十分達成可能な数値です。

関係機関が全面的に栽培技術や労務管理等の支援を行います。

所得目標と労働力から逆算し、検討してみてください。

No	作目名	単位当たり 収量	<b>単価</b> (円)	粗収益 (円)	経営費 (円)	所得 (円)	所得率	労働 時間 (h)
1	アスパラガス (露地夏秋どり)	800kg/10 a	1,163	930,400	639,150	291,250	31.3%	304
2	アスパラガス (施設半促成)	1,800kg/10 a	1,169	2,104,000	1,375,625	728,375	34.6%	472
3	エダマメ (露地 8~9 月出荷)	550kg/10 a	581	319,550	207,478	112,072	35.1%	82.1
4	ナス (露地夏秋どり)	4,000kg/10 a	303	1,211,040	691,896	519,144	42.9%	710
5	サヤエンドウ (露地夏秋どり)	300kg/10 a	1,457	437,100	301,502	135,598	31.0%	461
6	ネギ (秋冬どり)	3,200kg/10 a	322	1,030,516	600,149	430,367	41.8%	241
7	サヤインゲン (露地夏秋どり)	1,100kg/10 a	897	986,700	514,814	471,886	47.8%	1,629
8	ソラマメ (露地春播き)	1,200kg/10 a	480	576,720	405,318	171,402	29.7%	244
9	業務用キャベツ (秋冬どり)	5,000kg/10 a	64	318,000	252,810	65,190	20.5%	87
10	ほうれんそう <sup>(年5作)</sup>	4,200kg/1,000 m²	588	2,470,588	1,479,482	991,106	40.1%	1,355
11	ミニトマト (7月~11月出荷)	4,200kg/1,000 m²	625	2,625,000	2,057,119	567,881	21.6%	875
12	いちじく	1,200kg/10 a	429	514,800	260,926	253,874	49.3%	281
13	シャインマスカット (パイプ棚/簡易雨よけ)	1,500kg/10 a	1,395	2,092,500	550,637	1,541,863	73.7%	320
14	小ギク (露地 8~9 月出荷)	30,000 本/10 a	41	1,230,000	673,465	556,535	45.2%	576
15	リンドウ (露地 8~9 月出荷)	30,784 本/10 a	45	1,385,280	838,171	574,109	39.5%	876
16	トルコギキョウ (8~10 月出荷)	22,680 本/1,000 ㎡	139	3,152,520	1,918,484	1,234,036	39.1%	602
17	ダリア (施設周年)	21,600 本/1,000 ㎡	136	2,937,600	1,992,814	944,786	32.2%	1318
18	たらの芽 (施設促成伏込み)	60kg/10 a	4,200	252,000	156,265	95,735	38.0%	180
19	しいたけ (菌床周年)	13,200kg/2万袋	1,171	15,466,000	13,546,820	1,919,180	12.4%	2,531
20	肉用牛 (黒毛繁殖 50 頭規模)	47 頭/1 頭	659,094	30,977,430	21,291,527	9,685,903	31.3%	3,350
21	比内地鶏 (1,000 羽 2 回転)	1,960 羽	2,239	4,388,440	3,416,934	971,506	22.1%	535

由利地域振興局農林部農業振興普及課作成(R3年3月~)

\*作目ごとの更に詳しい内訳等のお問い合わせ…由利地域振興局農林部農業振興普及課

\*上記作目の取り組みについてのご相談…秋田しんせい農協西部営農センター

# 14. 委員会・協議会・活動組織

# 【行政委員会】

(令和7年3月末現在)

	目的	農地法等の厳正執行にあたるとともに、農地流動化や農業合理化の推進、意欲ある担い手の育成・確保に取り組み、農業全般にわたる問題解決を図る。
	会議	・農業委員会定例会(毎月10日・年12回)
にかほ市農業委員会	内容	・農地の権利移動、農地転用の許可申請に基づく審査 ・農地等の利用の最適化に関すること ・農業者年金の加入促進及び関連事務 ・農地の利用集積等効率的な利用及び農業経営の合理化に関すること ・農業生産、農業経営に関する調査及び研究 ・農業者の暮らしと経営に役立つ情報の収集と提供 ・上記以外で関連法令の権限に関する事項の処理等
	会長	小林 豊
	構成	議会の同意を得て市長から任命された農業委員 12 人 農業委員会から委嘱された農地利用最適化推進委員 10 人(計 22 人)

# 【委嘱組織等】

	目的	米の生産の目安提示ルールの決定と、需要に応じた「売れる米づくり」 の推進を図るとともに、交付金の活用等を通じ、水田を利用した水稲以 外の作物の振興による産地づくりを図る。この他、担い手の育成・確保 等に資すること等を目的とする。
	会議	定例会(年2回) 幹事会(随時)
にかほ市農業再生協議 会	内容	・米の生産の目安に関すること ・経営所得安定対策に関する事務 ・担い手の育成・確保に関すること 等
	会長	にかほ市長
	構成	市・市議会・農業委員会・秋田しんせい農業協同組合・秋田県農業共済組合・土地改良区・市認定農業者協議会、認定方針作成者、各地区 集落支部長連絡協議会、農業生産法人連絡協議会
	目的	市の農政事業の円滑化と農業の振興を図るために、各農業集落から推 薦された方を市長が委嘱。(通常は農協支部長を委嘱)
にかほ市農業振興	会議	年数回開催
推進員	内容	・集落内農家への各種情報提供の際の啓蒙活動・作付計画等作成指導と取りまとめ ・米の需給調整の推進・指導・現地確認の立会い協力等。
	構成	市内各集落より (78人)

# 14. 委員会・協議会・活動組織(つづき)

# 【主な活動支援組織等】

(令和7年3月末現在)

	目的	水稲病害虫の一斉防除により、高品質・良食味米の安定生産を目指 す。
にかほ市病害虫防除	活動	無人ヘリコプター等による水稲病害虫防除事業
協議会	代表	秋田しんせい農業協同組合 仁賀保地区担当理事 横山 喜代和
	構成	秋田しんせい農業協同組合、秋田県農業共済組合、市
	目的	効率的かつ安定的な農業経営を目指した各種研修や講習等により研 鑽を図りながら、認定農業者相互の共通理解と発展を図る。
にかほ市認定農業者 協議会	活動	<ul><li>・先進地研修</li><li>・関係機関開催の研修会等の案内</li><li>・講習会の開催、各種情報提供</li></ul>
	代表	佐々木 健
	構成	市内認定農業者
	目的	花き栽培に関する技術の研鑽や、販路の拡大に向けた研修や情報交換を通して、当市の花きの産地化の推進を図る。
にかほ市花き生産 推進協議会 (R7.2.14 解散)	活動	<ul><li>・市場への視察研修</li><li>・市内福祉施設への花き提供</li><li>・栽培技術講習会(苗物・切花)</li></ul>
	代表	齋藤 大樹
	構成	市内花き生産者、関係機関
	目的	いちじくの生産振興を促進し、経営の安定と技術の向上及び販売の計画化を図ることを目的とする。
にかほ市いちじく	活動	いちじくの計画生産と販売促進に関すること等
振興会	代表	佐藤 玲
	構成	いちじくを栽培する生産者、その他必要と認める者
	目的	にかほ市内の農業者の発展に資するため、省力化や自動化、生産性の向上などに取り組むにあたり、ICTやロボット技術、先端技術導入が有効であるか可能性を研究する。
にかほスマート農業 研究会	活動	・スマート農業機器の情報収集、情報共有 ・スマート農業の研究、研究成果報告書の作成 ・スマート農業先進地の視察
	代表	佐々木 健
	構成	市内農業者又は市内で新規就農を目指すもの

# 14. 委員会・協議会・活動組織(つづき)

# 【主な活動支援組織等】

(令和7年3月末現在)

	目的	和牛飼養農家の経営安定・生産技術の向上と生産基盤の拡大を目指す
JA秋田しんせい 和牛改良部会にかほ	活動	<ul><li>・先進地研修、講習会の開催</li><li>・各種検査、予防注射等の実施</li></ul>
支部	代表	佐藤 浩一
	構成	市内和牛飼養農家
	目的	畜舎内外の病害虫を防除することにより、家畜の事故防止、衛生管理を 促進し、畜産環境保全を図る。
にかほ市家畜損害防	活動	畜舎、畜体の消毒防疫事業
止協議会 (R7.3.31 解散)	代表	金木 慎一
	構成	市内畜産農家









にかほ市役所(金浦庁舎)	にかほ市金浦字花潟 93-1		
	農林水産建設部農林水産課 農業再生協議会事務局	☎38-4303	FAX38-4050
	農業委員会	<b>☎</b> 38-4308	FAX38-2303
秋田県由利地域振興局	由利本荘市水林 366		
	農林部農業振興普及課	<b>☎</b> 22-7551	FAX22-6974
	農林部農村整備課	<b>☎</b> 22-7554	FAX23-2618
秋田しんせい農業協同組合			
営農経済部	由利本荘市荒町字塒台 1-1	<b>☎</b> 27-1601	FAX27-1602
西部営農センター	にかほ市平沢字幸ノ木森7	<b>☎</b> 32-3160	FAX32-3161
秋田県農業共済組合由利支所	由利本荘市尾崎 17	<b>☎</b> 24-3301	FAX24-5579
にかほ市土地改良区	にかほ市金浦字花潟 93·1 (市役所金浦庁舎内)	<b>☎</b> 74-5496	FAX74-5497